



## 森林施業プランナー協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル  
TEL: 03-6742-9029 FAX: 03-3518-9676  
Mail: jimukyoku1@shinrin-planner.com

# 森林施業プランナー認定制度 キックオフミーティング 実施報告書



森林施業プランナー協会

## はじめに

森林施業プランナーは、10年後の木材自給率50%以上を目指す「森林・林業再生プラン」の中で、提案型集約化施業を推進する技術者として、林業界における重要な役割を担っており、その活動に対し大きな期待が寄せられています。

このような状況を受け、森林施業プランナー協会では、森林施業プランナーの能力や実績を客観的に評価し、提案型集約化施業の一定の質を確保できるよう認定の仕組みを設けました。

これにより、森林施業プランナーの社会的地位を向上させ、森林所有者からの信頼を高めつつ、自信と誇りを持って地域の適正な森林管理を行うことで、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されることを目指します。

そこで、この度森林施業プランナー認定制度の開始、および森林施業プランナー協会の設立を林業界全体に広くアピールすることを目的に、『森林施業プランナー認定制度キックオフミーティング』を開催することと致しました。

本イベントに対し、全国各地から約150名もの方々にご参加いただき、講演やリレートーク、パネルディスカッション等を通して、改めて森林施業プランナーの役割、重要性を確認・共有することができました。

ここにその内容等を提示します。



森林施業プランナー協会

## 目次

<input type="checkbox"/>	はじめに
<b>1</b>	目次
<b>2</b>	スケジュール
<b>4</b>	主催者挨拶
<input type="checkbox"/>	森林施業プランナー協会 理事長 佐藤 重芳
<b>5</b>	来賓挨拶
<input type="checkbox"/>	林野庁 林政部長 末松 広行
<b>6</b>	基調講演 「森林・林業における人材育成の今後の方向性」
<input type="checkbox"/>	東京大学大学院 教授 永田 信
<b>10</b>	森林所有者からのメッセージ 「森林施業プランナーに期待すること」
<input type="checkbox"/>	森林所有者 新井 初江
<b>12</b>	森林施業プランナー認定制度および認定試験の概要説明
<input type="checkbox"/>	森林施業プランナー協会事務局 大屋 雅彦
<b>15</b>	各地で活躍する認定森林施業プランナー候補者によるリレートーク
<input type="checkbox"/>	テーマ①:「プランナー業務を行ってきたことで個人として得られたこと」
<input type="checkbox"/>	テーマ②:「プランナー業務を行ってきたことで組織として得られたこと」
<input type="checkbox"/>	テーマ③:「プランナー業務を行って、所有者からこんな声をいただいた」
<b>23</b>	パネルディスカッション

## スケジュール

### 13:00 開会

主催者挨拶 森林施業プランナー協会 理事長 佐藤 重芳  
来賓挨拶 林野庁 林政部長 末松 広行

### 13:20 基調講演「森林・林業における人材育成の今後の方向性」

東京大学大学院 教授 永田 信

### 13:45 森林所有者からのメッセージ「森林施業プランナーに期待すること」

森林所有者 新井 初江

### 14:05 森林施業プランナー認定制度および認定試験の概要説明

森林施業プランナー協会事務局 大屋 雅彦

### 14:45 各地で活躍する認定森林施業プランナー候補者によるリレートーク

<解説・進行> 森林施業プランナー協会事務局 早瀬 悟史

テーマ①:「プランナー業務を行ってきたことで個人として得られたこと」

雄勝広域森林組合	経営計画課係長	市川 栄彦
多野東部森林組合	会計主任	浦部 秀一郎
中能登森林組合	業務課係長	川端 達也
南那珂森林組合	第1事業課長	河野 通貴

テーマ②:「プランナー業務を行ってきたことで組織として得られたこと」

松阪飯南森林組合	集約課長	大西 大輔
三次地方森林組合	企画営業課係長	湯川 明広
いしづち森林組合	森林整備課長	山内 周

テーマ③:「プランナー業務を行って、所有者からこんな声をいただいた」

上川北部森林組合	業務課長	伊藤 浩明
天竜森林組合	森林整備部長	野澤 利通
香美森林組合	業務課長	森本 正延
釜石地方森林組合	参事兼総務課長	高橋 幸男

### 15:55 パネルディスカッション『森林施業プランナーの役割と将来の目指すべき姿』

<コーディネーター>

東京農工大学大学院 教授 土屋 俊幸

<パネリスト>

東京大学大学院	教授	永田 信
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	副主任研究員	相川 高信
林野庁 林政部	経営課長	松原 明紀
釜石地方森林組合	参事兼総務課長	高橋 幸男
いしづち森林組合	森林整備課長補佐	宮城 正明

### 17:30 閉会

## ■主催者・来賓挨拶

## ■基調講演

## ■森林所有者からのメッセージ

## ■森林施業プランナー認定制度の概要

森林施業プランナー認定制度キックオフミーティングの開催にあたり、主催者を代表して、森林施業プランナー協会理事長の佐藤重芳氏と、来賓の林野庁林政部長の末松広行様よりご挨拶をいただきました。



主催者挨拶  
森林施業プランナー協会  
理事長 佐藤 重芳

ただいま紹介いただきました、森林施業プランナー協会理事長の佐藤でございます。本日は全国各地から大変お忙しい中、森林施業プランナー認定制度キックオフミーティングにご参集いただきまして誠にありがとうございます。お盆を過ぎたというのにまだまだ猛暑が続いておりますが、これだけ大勢の皆さまにご参加いただき誠にありがたく存じます。どうか最後までお付き合いのほど、よろしく願い申し上げます。また本日は、ご公務で大変ご多端の中、林野庁から末松林政部長をはじめ、関係する皆様にも多数ご臨席いただいております。どうぞご指導の程よろしくお願い申し上げます。

さて、本年度は森林・林業再生プランの取り組みによいよ本格的に取りかかっていく年であります。その中で、森林施業プランナーは森林経営計画の作成ならびに提案型集約化施業を推進する技術者として位置づけられ、大きな期待が寄せられております。そういう意味で、森林組合と民間事業体はプランナーの育成がますます重要となってきております。これまで、プランナーの育成につきましては、全国森林組合連合会が中心となって実施してまいりましたが、一方で資格認定となるとその実施主体には客観性が必要であるということから、今年1月に森林施業プランナー協会を新しく設立したところでございます。構成メンバーは、組合系統の代表と致しまして全国森林組合連合会、民間事業体の代表と致しまして全国素材生産業協同組合連合会、全国国有林造林生産業連絡協議会、そしてプランナー育成研修の企画・運営を行っております株式会社エス・ピー・ファーム、この4社でございます。

森林施業プランナー協会は、プランナー認定制度を通じて、プランナーのスキルアップと認知度の向上、ひいては森林所有者の信頼を得て、プランナーの社会的・経済的地位の向上に寄与することを目指すものでございます。今後、プランナー業務に携わるすべての方に認定を取得していただき、これからの林業界におけるスタンダードな資格としていきたいと思っております。ぜひ多くの皆様にご支援をお願いする次第でございます。

本日のキックオフミーティングでは、基調講演としまして森林・林業再生プランの人材育成検討委員会の座長を務めていただいております、東京大学大学院教授の永田先生に今後の林業界における人材育成の方向性についてご講演いただくことになっております。永田先生、よろしくお願い致します。また群馬県在住の森林所有者であります新井初江様からは、森林施業プランナーに向けてのメッセージをいただきます。新井様、どうぞよろしくお願い致します。さらに今後期待されております認定プランナー候補者によるリレートークや、東京農工大学の土屋先生にコーディネーターをお願いし、永田先生や認定プランナー候補者を交えて行うパネルディスカッションなど、これからの新しい民有林林業の姿などを語り合う内容となっております。このキックオフミーティングを出発点として、本日ご来場の皆様と共にプランナー認定制度を築き上げていきたいと思っている次第であります。皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。



来賓挨拶  
林野庁  
林政部長 末松 広行

皆さんこんにちは。林野庁林政部長の末松でございます。本日この森林施業プランナー認定制度キックオフミーティングが開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。このような制度が開始し、きちんとキックオフミーティングが開催されるようになったこと、心からお喜び申し上げます。また、本日ご参集の皆様におかれましては日頃より森林林業行政の推進、特に現場において提案型集約化施業に積極的に取り組まれるなどして、格別のご理解とご尽力をいただいていることに厚くお礼申し上げます。現在、森林・林業再生プランが動き出しているわけですが、施業集約化、路網整備、人材育成が三本柱ということになっています。今後どのように展開していくかということ想像しますと、森林の施業というのが着実に進んで森林が健全に維持されていきます。それは見た目が青々とした綺麗な森であるということだけではなく、きちんと更新もされつつ優良な木材、エネルギー資源としての活用、そして何よりも山村地域の経済、生活がきちんとまわっている、そういった姿になっていくことだと思います。それに向けて今何が必要かということ、施業するための機械や、木材を搬出する道が必要なわけであり、その中でも一番大切なのが人材ということだと思います。

林業など森林の仕事をしていると、他の仕事と少し違うところがあります。特に最近では経済対策の仕事が政府全体で行っておりますが、経済対策というと日本再生戦略など一瞬にして世の中が良くなるようなことが言われます。ただ、木は植えて収穫するまでとても時間がかかります。また、人材というものもある日急に心を入れ替えただけで育成されるものではありません。心を入れ替えるということは非常に大切だとは思いますが、技術や知識をきちんと習得して、さらにそれを様々な人たちに教えられるようにすることが非常に大切だと思います。そういうことは地域での積み重ねが必要ですし、それぞれの努力・実践により、優秀な人たちがおのずと評価され、それが全国に広がっていくことが自然の姿なのかもしれません。そういう意味でも森林施業プランナーの育成が大切だと思いますし、またその能力を客観的に評価して一定の質を確保するということが大変重要だと思います。そのために森林・林業再生プランの様々な議論の中で、一定の質を確保するために、森林施業プランナーの認定制度を設けようということになったのは、まさに価値のあることだと思います。実際に試験をしなくてもプランナー業務をしっかり実施できる人はいると思います。しかし、それを地域の方々に十分に理解されるかということ、やはり一つの制度というものが必要になってくると思います。

先ほど佐藤理事長からお話がありましたように、国が直営で行うのではなく、事業を行っている方、つまり現場にいる皆さんが中心となってこのような仕組みを作ったということは非常に喜ばしいことだと思います。

さて、森林・林業再生プランの話に戻り、今後どのように発展していくかということについて一つお話ししたいことがあります。今回の森林・林業再生プランに対して、行政もいろいろと関与しつつ官民そろって進めているわけですが、全てが計画通りに進んでいるというわけではありません。皆さまもそれぞれに感じておられるかもしれませんが、いろいろと進めていく中で少なからず不協和音というのがでてきているのではないかと思います。具体的には、いわゆる業者の方々などが国産の木材を使いたいけれども全然出てこない、出てくればいくらでも使うのだけれどもと言われてきたと思います。一方で、昨今では山から材は出ているのに、使ってくれる人がいなくて木材の価格が下がっているということもあります。その対応が遅れたことについては、行政にも反省すべきことがあるのかもしれませんが、これからは木材の需要を拡大していくことが極めて重要だということは間違いありません。そう考えますと、過去の反省から需要が伸びてきた際に供給が追いつかないと言われなければならないようにしなければなりません。そういう意味でも集約化施業を中心となって取り組むプランナーの存在やスキルアップというのが大切になってきます。この部分については、行政としましても足りない所に力を入れていきたいと思っております。

もう少し需要の話をさせていただきます。今回木材会館で行っていることが象徴的だと思いますが、木の良さというものがものすごい勢いで理解されつつあります。残念ながら日本より世界の方が理解は早く、大規模な木造建築物などを地域の材を使って造るということがその町の景観のためにもなり、そこで働く人たちのためにもなるという動きが外国でどんどん出てきています。日本でもそういうところの理解が進みつつあります。あと必要なのは、そうすることによってその木を使った事業者もプラスになるということを見せていくことだと思います。最初は、木を使うとどうして良いのか分からない人たちへのPRも必要だと思いますし、若干のインセンティブ、例えば木造で公共建築物や住宅を造るとこういう良いことがあるということも示していく必要があると思っております。それについては、私たち行政でも全力でいろいろな政策、立案、予算の確保などをしていきたいと思っております。そういう全体像の進展の中で、森林施業プランナーの皆さんが数多く輩出され、森林所有者からの信頼や安心を得てさらなる施業の集約化が図られ、森林施業プランナーの人たちに任せようというような時代になることが必要であり、必ずそうなると思っております。

いろいろとお話致しましたが、最後に改めまして森林施業プランナー認定制度が開始されたことに対するお祝いを申し上げますと共に、本日ご参集の皆様のますますのご発展とご健勝を祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございませう。ありがとうございました。

『森林・林業における人材育成の今後の方向性』と題しまして、森林・林業再生プランの人材育成検討委員会の座長であります、東京大学大学院教授の永田信様よりご講演いただきました。



東京大学大学院  
教授 永田 信

東京大学の永田でございます。ただいまご紹介いただきましたとおり、森林・林業再生プランの中の人材育成検討委員会の座長という大任を仰せつかっております。そういう観点から本日の森林施業プランナー認定制度キックオフミーティングで、今後どういうふうに入材育成というものを考えていくべきなのかということについて、今私に見える範囲でお話しさせていただきます。

本日の話題ですが、まず森林・林業再生プランの意図といったものを、検討委員会がどのように構成されているのかということを通して見ていくことが最初の観点であります。その次に今回の森林・林業再生プランというものがどういうものであるか、基本政策検討委員会の最終報告でどのように制度改革を見てきているのかについてお話したいと思います。そして、この制度を支えていくものとして人材育成というものが全てに関わってきますので、最後に森林施業プランナーは、どのような期待を

されているのかについてお話をさせていただきたいと思っております。

初めに森林・林業再生プランの意図というものを検討委員会の構成からみていきたいと思います。実はこの検討委員会というのは5つの検討委員会から構成されています。

まず、森林・林業基本政策検討委員会。それから路網・作業システム検討委員会。森林組合改革・林業事業体育成検討委員会、のちほどパネルディスカッションの座長を務められる土屋先生がこちらの座長を務められています。それから人材育成検討委員会。それから国産材加工・流通・利用検討委員会というかたちになっております。実は最初にこの検討委員会がつけられた時には、この5つの検討委員会というのは並列しているものであるという説明を受けました。しかし、たとえば人材育成を行っていく時に、その人材が一体何をやっていくのかという姿が見えなければどう人材育成をしていったらいいのか議論をすることができません。したがって、育成されるべき人材が何をするのかということ、初めに基本政策検討委員会の方で決めておいていただかなければ先に進むことができないという議論が人材育成検討委員会で出ました。おそらく他の検討委員会からもそういった意見が出ていたのだらうと思っております。そういう

ことで以下4つの検討委員会の座長は、皆、この森林・林業基本政策検討委員会に参加してほしいと要請されました。それで森林・林業基本政策検討委員会が先に進んで、ある程度の方向性ができたところで残りの4つの検討委員会も進めていこうという事になりました。言い換えますと、後で出てくるスライドでも明らかですが、森林・林業基本政策検討委員会というのは制度全体をどのように作っていくのか検討を行うところであって、残り4つの検討委員会は実践的な側面をどのように進めていくかを検討する委員会であるという位置づけにすることができると思っています。検討委員会で最終的にどのような方針が出たのかということですが、改革の内容として用意された資料(図.1)を見ますとこのようなかたちになっています。

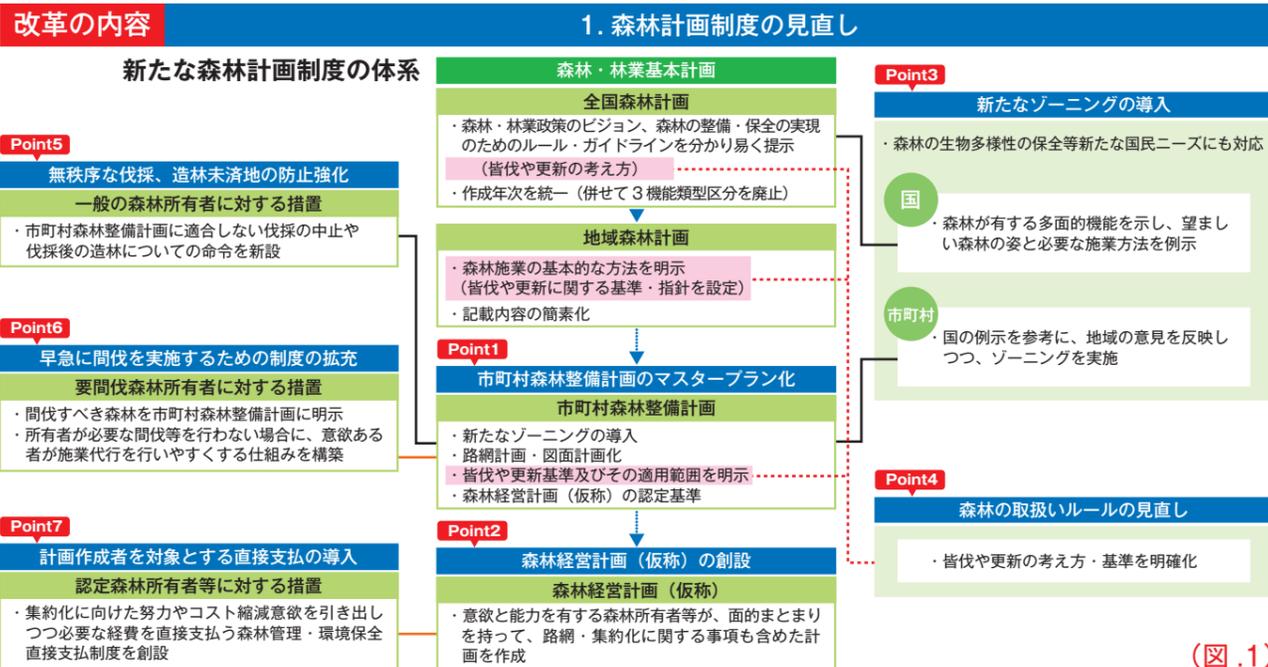
基本的には森林計画制度全体を見直すことが今回の改革の中心であると言えます。森林計画制度はどのようになっているのかということ、森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画というものが大本にあり、その下で全国森林計画が立てられ、その下に地域森林計画が立てられ、さらにその下に市町村森林整備計画があり、その下で森林施業計画を立てるとというのが、今までの森林計画制度でした。初めの一つというのは、森林・林業基本計画と全国森林計画の重複を整備するという点であったわけです。それから地域森林計画において今まで3機能区分を行ってきたわけですが、それを廃止して、自律的なゾーニングにしていくのが今回の改革の大きなポイントとなっています。

このような形で全国森林計画、地域森林計画、それから市町村森林整備計画において、新たな形でのゾーニングを自律的に立てていくのがPoint3です。それからPoint1として書いてあるのが、市町村森林整備計画を森林のマスタープランとするということです。これは何をもちょうマスタープランとするのかがかなり重要なポイントとなるわけですが、一つは新たなゾーニングを自主的に立てるといこと、それからPoint4に書かれている森林の取り扱いルールの見直し、これも具体的にやっていくということ。それからPoint5の無秩序な伐採、造林未済地の防止を強化するというです。これも実は市町村森林整備計画に適合しない伐採の中止や伐採後の造林についての命令を新設するかたちで行う

ことですので、実はこのPoint5も市町村森林整備計画のマスタープラン化に大きくかかわっていると言えます。それから、Point6に書いてあることは、早急に間伐を実施するための制度の拡充ということです。これについても間伐すべき森林を市町村森林整備計画に明示することにより、市町村森林整備計画に深く関わっていることが言えます。それからPoint7としましては、森林経営計画作成者を対象とする直接支払の導入があります。こういったかたちで直接支払、あるいは補助金等のあり方を見直すことも森林・林業再生プランの改革の大きなポイントになります。それから、Point2として、森林施業計画を改めて森林経営計画にしていくこと、この資料自体は最終答申から取って来たものですので仮称と書かれていますが、森林施業計画が森林経営計画に変わったということは既に皆さんご存じだと思います。

このように森林計画制度の見直しのポイントはこの7つと言えます。このうちPoint3、Point4、Point5、Point6は市町村森林整備計画をマスタープランにしていくところに強く関わったものと言うことができます。それから、Point7の計画作成者を対象とする直接支払いの導入といったこと、この計画作成者というのは何を指しているのかということ、森林経営計画を立てた者のことですので、このPoint7というのは実はPoint2に大きく関わってくるということが言えます。よって、森林計画制度の見直しをまとめてみると、大きく二つになると言っても良いと思っております。市町村森林整備計画、これを充実していき、マスタープランにしていくというのが第一のポイントです。第二のポイントが森林経営計画を実体化していくことです。まずこの二つが、本日のお話の中では是非覚えて帰っていただきたいポイントになります。

これらを担っていく者として、一つには市町村森林整備計画がきちんと立てられ、これがマスタープランになるように実行監理を行っていく者としてフォレスターが置かれています。それから森林経営計画をきちんと推進していく者として森林施業プランナーが置かれていることになります。



(図.1)

## 人材育成から見た森林・林業再生プラン

### ●制度改革＞森林計画制度の見直し

■市町村森林整備計画のマスタープラン化  
フォレスター

■森林経営計画  
森林施業プランナー

### ●実践的課題

■路網・作業システム  
森林作業道作設オペレーター等

■森林組合改革・林業事業体育成  
フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）等

■国産材の加工・流通・利用  
木のまち・木のいえづくり担い手育成拠点整備  
素材流通コーディネーターに必要な人材の育成

それから実践的な課題として、残りの路網・作業システム、森林組合改革・林業事業体育成の課題については、それぞれ森林作業道作設オペレーター、フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャーを育成していくことになっています。また、国産材の加工・流通・利用についてですが、これが今一番手薄になっているところであり、非常に重要なポイントだと思っています。木のまち、木のいえづくりの担い手、あるいは素材流通コーディネーターといった人々を育てていかなくてはいけないということで、まだまだ人材育成の実践的課題についての仕事が残っていると理解しております。今後このあたりに力を注いで、是非取り組んでいかなくてはならないと思っています。

他方、フォレスターですが、これについては大きく2点、制度的な取り組みが行われてきております。1点目は森林法の改正で、第十条の十二と、第百八十七条2項に手が加えられています。第十条の十二では、「市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事又は関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる」ということになっています。各市町村では、市町村森林整備計画を作成しなければならないわけですが、これをマスタープランとしていくために市町村にどれだけの職員がいるのかというと、残念ながらそれを担える職員が十分確保されていないのが実態です。そういった時に市町村森林整備計画の作成、それからその達成に必要な技術的支援に援助を得る必要があります。では、どこに求めるかということ、都道府県知事、ある

いは国有林に対しては森林管理局長に対して助けを求めることができることになっています。これに対応して第百八十七条2項というのは林業普及指導員の業務として、今までおかれていた内容に加えて、「市町村の求めに応じて行う協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るものを行う」という一項が加わりました。これで制度的に県の職員、特に林業普及指導員から市町村は協力を得ることができると法律上担保されたのです。

もう一つは、林業普及指導運営方針というものがあり、これに基づいてそれぞれの県は林業普及指導員を置くことになっています。また県の財政当局に普及指導の予算要求をするときに、これが拠り所になります。この中に「地域の森林の整備・保全及び林業の再生に向けた構想の策定への協力」とあり、林業普及指導員は市町村森林整備計画の作成や合意形成への協力をを行うということになります。それから森林経営計画の作成やそれに基づく施業の推進等々に向けた活動の展開といったところについても行うということでもあります。

さらに森林施業プランナーとの関係について申し上げておきますと、普及指導の対象に、改正森林法を受けて市町村を追加するとともに、森林施業プランナー等と連携するといったことが明示されたことです。運営方針の中に明示されていることですので、フォレスターの側から森林施業プランナーに連携することが求められていることになります。また、森林経営計画の作成やこれに基づく施業の推進といった活動についても、県はこれを業務の対象として見ていかなくてはいけないということが明示されているため、各県の林業普及指導方針の策定も重要なポイントになります。

ここから先が一番重要なところですよ。

一つ目は、市町村森林整備計画のマスタープラン化ということが言われていますが、実は市町村森林整備計画が拡充されたのは1998年です。もう十年以上も前に行われ、本来実行されていなければならないことだったわけです。森林整備計画ということで、間伐を主な対象としていたものを伐採や植栽についても計画に取り込むことになったのが1998年です。これを本当にマスタープランにするというのが今回の再生プランの中身であり、

これを本当に実行していけるのかが今日問われています。また、中間答申が出された時に、フォレスターを必ず置くと言っていたのが、最終的にはこれできませんでした。これは、市町村森林整備計画の拡充ということで地方分権化が既に行われていて、市町村に権限が既におろされている中でフォレスターを必置することまではできないということでした。その反省を受け、フォレスター認定制度を置こうということになりました。これに呼応して森林施業プランナーの認定制度が置かれ、先ほど末松林政部長からお話がありましたように、誰からみても認定されているのがわかる、そういう姿にしていけることが非常に大事になってくるのだと思います。

それから、中間取り纏めの時に市町村森林委員会というのが載っていたのですが、これは市町村森林整備計画を立てるときに、これを立てる関係者全員で市町村森林委員会というものをつくってはどうかということが反映されていました。しかし現在の行政の流れからいって、新たにこういった委員会をつくるということも、とてもできないということで、最終的な答申には残りませんでした。しかし、中に入っている精神というのは、市町村森林整備計画は市町村が勝手に立てる、あるいは県や国有林の協力を得て勝手に立てるのではなく、地元の人たちの意見を聞き、その中で実際に実務を担っている森林組合の方々の参画をいただいて、市町村森林整備計画のマスタープラン化を図っていくことだと思います。

それからフォレスターですが、これを公的なものにするべきなのか、あるいは民間型にするべきなのかという議論をこれまでも人材育成検討委員会で行ってまいりました。公的、いわゆる行政サポート型のフォレスターという

## 人材育成から見た森林・林業再生プラン

### ●市町村森林整備計画のマスタープラン化

■1998年の市町村森林整備計画の拡充

■フォレスターの必置構想

■市町村森林委員会構想

### ●公的フォレスターと民間フォレスター

■行政サポート型のフォレスター

■経営サポート型のフォレスター

■森林施業プランナー

のは、市町村あるいは県の職員の方々を助けていくという者です。これに対して民間型のフォレスターというのは、実際に経営を担っていく者、つまりは経営サポート型のフォレスターです。結局、最終答申に残ったのは行政サポート型のフォレスターになりました。

では民間型のフォレスターがどのようになったのかということですが、名称こそフォレスターではなくなりましたが、森林施業プランナーが民間型のフォレスターであると思っています。森林経営計画を立て、経営を実際に行っていく、またフォレスターに協力して市町村森林整備計画のマスタープラン化を図っていく、森林施業プランナーは本来の民間型のフォレスターであるという気概を持って取り組んでいただきたい。これが森林施業プランナーの人材育成の方向性として私が望むものです。

ご清聴ありがとうございました。



## 森林所有者からのメッセージ「森林施業プランナーに期待すること」

『森林施業プランナーに期待すること』としまして、群馬県在住の森林所有者であります新井初江様よりメッセージをいただきました。



森林所有者  
新井 初江

群馬県の西部地区にあります、藤岡市上日野からまいりました新井です。よろしくお願ひ致します。大自然のなかで生活しておりますので、都会の匂いはとても抵抗があるのですが、この会場に入りまして木の香りがしましてほっとしております。

上日野地区は過疎化の進んだ山間地で、森林比率は80%ほど、そのうち70%が人工林になっております。私の嫁ぎました家は代々林業で生計を立てておりまして、現在60町歩ほどの山林をもっております。樹種の割合はスギが62%ほど、ヒノキが22%ぐらいでしょうか。義父の新井勝之助は新勝流という枝打ち鎌や鉋を考案し研究を重ねて特許をとりまして、無節の優良材の育成に尽し、全国に広めた人です。私が嫁ぎました昭和40年代後半は大型バス等で大勢の林業関係者の方々が視察研修に来ておりました。切れ味の鋭い刃物で、講習等で正確な使い方を取得した方でないとは販売しないという方針をとっておりました。群馬県内はもとより、全国の森林組合や林業関係者にも招かれて講習に出かけておりました。当時は注文を受けてから鎌や鉋の販売をしており、今のように宅配便は普及しておりませんでしたので、郵便配送物として群馬藤岡駅まで荷物を出しに行くのが私の主な仕事でした。勝之助の次男である私の夫が大学で土木工学を学び、県内の建設会社に勤めておりましたが、退職して家業を継ぎました。まず手がけたのが全く進んでいなかった作業道づくりでした。狭い狭い山道を、土木機械を使ってどんどん切り開き、整備していきました。間伐材は足場材や植木の支柱に需要も多く、間伐材収入は我が家の生計を助けると同時に山林を管理する上でも役立っていましたが、何年も経たないうちに足場材は安全上等の制限を受けてしまい、また植木の支柱も需要が減って行ってしまいました。このような状況の中でも夫は将来に向けて林を育て、優良材の産出に

精魂を傾けておりましたが、10年ほど前に亡くなりました。自然が大好きな人で、森林組合や林研グループ等の会議に出かける以外は、ほとんど山で仕事をしておりました。夫をよく知る方々からは、立派な山林を育てただけで、良い思いができなくて気の毒だと、慰めとも、やっかみとも思える言葉を多く聞きました。世間一般にいう良い思いとは、たぶん何十年前かのように、山林からの収入が十分あって、生活が潤い、楽ができることかと思ひます。今のところ楽はできていないわけかもしれませんが、少し視点を変えてみれば、先祖が大切に育み残してくれた広大な山林を今ある以上に手を掛け、立派な山林にして渡し、伝えていく。何十年何百年も先のこともかもしれませんが、楽しく夢が膨らんで行く気がします。

今後時代がどのように変化していくかわかりません。でも豊かな緑、自然、水資源、森林浴、野生鳥獣の生存とか大切さはそう変わっていないことを信じ、私たちが見ることができない夢を子供や孫、さらにその先の人たちにてもらいたいと思うようになりました。今の若者たちから見たら林業は地味で危険を伴い、敬遠されがちな職業だと思ひます。我が家でも小さいころから祖父や父親の背を見てきたはずの息子も林業に距離をおき、他県でサラリーマンをしております。かつては、山仕事は高齢者が担い手でした。最近では多野東部森林組合の作業する方々にもずいぶんと若い人が従事するようになり、頼もしさを感じています。山仕事も大型機械化され、コンピュータも導入され、様変わりしているのがよくわかります。夫が亡くなりまして一番困ったことは、60町歩ある山林のそれぞれの境界線でした。幸いにも



以前我が家で働いていた方が、高齢ではありますが健在で、植えつけもしていたということで境も覚えており、一緒に現地を歩き教えてもらうこともできましたが、ただ何分にも年月が経っているだけに、風水害等の影響で地形もだいぶ変わっていたり、境のしるしとして植えたはずの木も枯れて朽ち果てていたり大変困難でした。一応図面もありますが、歩いて確認しなくてはなりません。まだ確かめていない山林が何ヶ所もあります。さらに隣地の地権者の方とも時間的な問題や意識の違い等、厳しさを知りました。今、林家が個々に事業を手掛けても、労力や採算性を考えると収益を上げるなど困難であることがわかっていますから、林業に目が向いていないのです。息子さんたちも、親が元気なうちは任せておこうと逃げているのが現実です。このような時に多野東部森林組合から、組合で力を入れている提案型集約化施業で山を広い範囲にわたって整備し、若い力と高性能林業機械を駆使し、低コストで作業を行い、補助金制度などを活用しながら地権者にかわって森林を整備・管理して少しでも材価を還元できるようにしていく集約化団地の説明を受けました。

私は山の手入れなどの経験はほとんど無く、とても林業を営んでいるとは言えませんが、夫が精魂込めて育てた手入れの行き届いた林を見る時、夫の思いを強く感じていました。この先、この山をもっともっと価値ある山に育てていきたいと願ってもいましてし、欲もあります。良い材を育てれば経済的にも成り立っていく感じがしましたので、地権者の一人として、今までに2ヶ所ほど集約化団地事業に参加致しました。事業が終わり落ち着いた現場を目にした時、張り巡らされた作業道ばかり目に入り、最初はこれが我が家の山だろうかと思ひ不思議な気がしました。今までは周辺の山林と比べたらはるかに手入れの行き届いた山林だと誇りに思っておりました。でも、思いもよらない山林になっていたのです。まず、木の一本一本の根元に太陽の光が当たり、下草が芽を出して、まっすぐ伸びた木々の先には広々とした空がありました。こんなに間伐してもよいのかと思ひったほどですが、根もしっかり張って木々の気持ち良さそうなことが私にも伝わってきたのです。山全体が生きて生きている感じがしました。



あの高性能林業機械を使うには、それなりの路網整備が必要なのも理解できました。もう何年かしたら徐々に木々の間もふさがり、幹も太くなって、もっと元気な素晴らしい林になるに違いないと、そう確信しました。たぶん、夫が見たらあの木は切りたくなかったとか、作業道ばかりだとか、一言あったかもしれませんが、夫の生きた時代には考えられなかった大型機械での作業に、重労働に明け暮れていた日を思い、ほっとしているかもしれません。今では、私の運転する車でも安心して山に入れるようになりました。整備された山はもとより、季節ごとその時々山の様子、木々の芽吹きや落葉、風のそよぎや匂い、温もりやひんやり感、小鳥のさえずりなど、周りの山々にも影響を与えて自然の恵みを感じることができます。夫の願ひであり、わたしの夢に近づいたようです。このような山林を目にしたら、マイナス面ばかり見てきた他の地権者の方々、次世代の方々も目を向けてくるのではないのでしょうか。関心のなかった山に対する考え方が変わるはずで、地権者の方々も山に目をおかなければ宝の持ち腐れ、何か方法がないかと模索していることは事実です。ただ事業をすることによって収益が望めるかどうか分からないということになると、皆さん尻込みをしてしまいます。そのためにも各地の森林施業プランナーの方々が中心となって積極的に地権者の意識を高め、施業を推し進めて林家を救い、同時に地域の大事な森林を管理し、そして守っていただければと願っております。

最後に、あと何年か先かその次の世代へ思いをはせて皆様のご活躍を期待して、楽しい夢を見せていただきたいと切に願っております。

# 森林施業プランナー認定制度および認定試験の概要説明

森林施業プランナー認定制度および認定試験の概要につきまして、森林施業プランナー協会事務局の大屋雅彦氏より説明いたしました。



森林施業プランナー協会事務局

大屋 雅彦

皆さんこんにちは。森林施業プランナー協会事務局の大屋と申します。森林施業プランナー認定制度および認定試験の概要について説明させていただきます。

はじめに、認定制度ができた背景ですが、平成19年度から23年度まで森林施業プランナーの育成は、国の補助事業で約1,000名が修了、また、平成22年に行われた農林中央金庫のJプランナー研修では約120名が修了、さらに県単事業の研修や自助努力で森林施業プランナーの業務に実践的に取り組まれている方が約1,000名となっており、国の政策目標人数である2,100名を23年度までに達成することができました。しかし、「森林・林業再生プラン」の最終とりまとめでは、「森林施業プランナーの研修修了者は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることから、こうした能力を客観的に評価し、一定の質を確保できるよう平成24年度からの実施を目標に森林施業プランナーの認定の仕組みについて検討する必要がある」という内容となっております。

これを受けて、平成24年度からの認定制度実施に向けて、平成23年度に森林施業プランナー認定検討委員会を立ち上げ、制度検討を行ってまいりました。検討の中で森林施業プランナー認定に期待するメリットについて森林組合・民間事業体にヒアリング調査を行いました。主な意見として、森林所有者に営業に行くときに、プランナーとしての自覚を持って提案できること、プランナーとしての責任感・信頼性といった社会的地位の向上、また森林所有者や行政に対しての信頼の証となるという声が多く寄せられました。また、組織内で森林施業プランナーの位置づけが明確されることでプランナーの重要性やプランナー業務の必要性などが認識されるといった意見もありました。さらには、他の事業体の森林施業プランナーとの交流が活発になることも期待できるという意見もありました。

このような意見や調査結果を踏まえて、平成24年1月18日に森林施業プランナーのスキルアップと認知度の向上、ひいては森林所有者の信頼を得て社会的・経済的地位の向上に供することを目的とした森林施業プランナー協会を設立し、平成24年7月30日に森林施業プランナー認定制度を公表しました。

続きまして、プランナー認定制度の流れについてご説明いたします。認定されるまでのルートは3つの流れがあります。最初に説明するルート①が、基本ルートとなります。

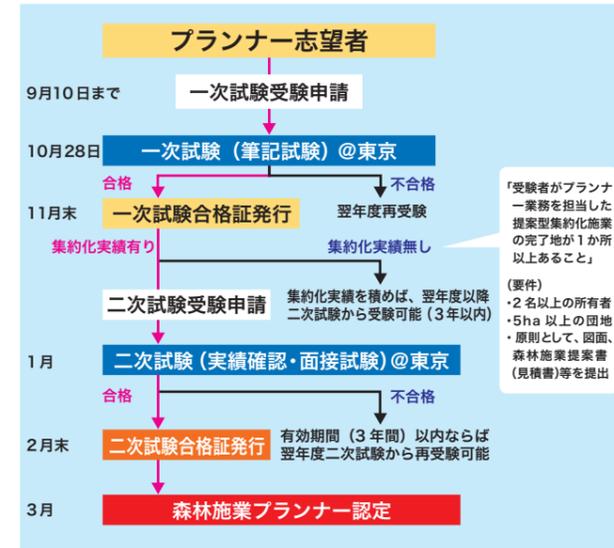
まずプランナー志望者は、一次試験の受験申請を9月10日までに提出してもらいます。受験対象者は、どなたでも受験できるようにしています。一次試験は10月28日に東京都内の会場で筆記試験を実施する予定としています。一次試験合格者には、一次試験合格証を発行し、次の二次試験に臨んでいただくということになります。二次試験の受験要件は、集約化の実績が必要となります。実績は、提案型集約化施業の完了地が1箇所以上あり、2名以上の所有者かつ5ha以上の団地としています。集約化の実績を確認するために提出していただく資料は、図面、森林施業の提案書または見積書等を予定しております。集約化の実績がない方は、一次試験合格の有効期間3年間で実績を積み上げれば二次試験から受験可能となります。二次試験は、1月頃に実績の提出と面接試験を東京都内で実施する予定です。審査の結果、二次試験合格者には、2月末に合格証を発行する予定としています。不合格者は、一次試験合格の有効期間の3年間以内であれば翌年度以降の二次試験から再受験することができます。

置として一次試験、二次試験が免除となります。ただし、実績レポートを提出していただき、プランナー業務に従事しているかということを確認して認定することにしております。



次にプランナー認定のルート③です。このルートは平成25年度以降に都道府県又は他団体が実施する研修の措置として考えており、森林施業プランナー協会が定めた要件を満たしている研修を協会認定研修として認定する仕組みを検討しています。認定要件としては、研修カリキュラムに今回協会が販売する森林施業プランナーテキスト基礎編の内容を盛り込んで実施しているか、ルート①の認定試験と同等の内容で一次試験・二次試験を実施しているか等の条件を満たしていれば認定したいと考えております。このルート③の詳細は、12月頃を目途に公表していきたいと考えております。また、お願いではありますが、来年度以降都道府県等で実施されます研修について、先ほど説明した認定要件の内容で研修カリキュラム等のご検討をしていただければと思っております。

続いて、今年度までの研修修了者に対する特別措置について説明いたします。この措置は今年度限定としております。対象者は、ステップアップ研修を修了して基本技能認定を受けた者としております。対象の基本技能認定者は、平成23年度までに認定を受けた217名に加え、今年度(平成24年度)のステップアップ研修プランナーコース修了予定者となります。これらの方は一次試験に加え、二次試験の面接が免除になることにしています。ただし、二次試験の面接試験相当のレポート課題を提出していただき、レポート内容を審査して合否決定を行います。レポート課題内容については、12月を目途に公表したいと考えており、対象の基本技能認定者には協会から直接ご案内することにしております。なお、レポート課題の審査員は非公表としております。



つづいてプランナー認定のルート②ですが、こちらは実践体制基礎評価に認定された団体の優遇措置です。皆さんご承知と思いますが、実践体制基礎評価は、提案型集約化施業の基本的な項目を事業体の組織内で具体化されているかを、外部機関が専門的かつ客観的な立場から評価し認定する制度です。この制度は平成21年度から実施しており、現在6団体が認定されています。実践体制基礎評価に認定された団体に所属しプランナー業務に従事している者は、優遇措

**認定制度ができた背景 1**

- 国の補助事業による基礎レベルの研修修了者(平成19~21・23年度) 約1,000名
- 農林中央金庫 J-プランナー研修修了者(平成22年度) 約120名
- 県単研修等の修了者・自助努力による実践者 約1,000名

**2,100名の森林施業プランナーの育成目標達成**

しかし…

「森林・林業再生プラン」の最終とりまとめ内容(平成22年11月公表)

森林施業プランナーの研修修了者は、**技能、知識、実践力のレベルがさまざまである**ことから、こうした能力を客観的に評価し、一定の質を確保できるよう、平成24年度からの実施を目標に**森林施業プランナーの認定の仕組みについて検討する必要がある**。(「森林・林業の再生に向けた人材育成について」より)

**認定制度ができた背景 2**

平成23年度「森林施業プランナー認定検討委員会」による認定制度の検討

森林組合・民間事業体に対してのヒアリング調査結果

＜森林施業プランナー認定に期待する主なメリット＞

- 森林所有者や行政に対して、信頼性の証となること
- 組織内部での認定森林施業プランナーの位置づけの明確化
- 他の事業体の認定森林施業プランナーとのつながり

平成24年1月18日 **森林施業プランナー協会設立**

「プランナーのスキルアップと認知度の向上、ひいては森林所有者の信頼を得て社会的経済的地位の向上に寄与することを目的とする」(設立趣意書より)

平成24年7月30日 **森林施業プランナー認定制度公表!**

次に、10月28日に実施する一次試験の概要についてご説明します。出題形式はすべて選択式の問題としており、100点満点中70点以上を合格ラインとしております。出題範囲は、森林施業プランナーテキスト基礎編の中から主に出版します。なお、当日の試験にはテキストの持ち込みは不可としています。テキストは本日配布した注文書、もしくは森林施業プランナー認定制度ポータルサイトから取得した注文書にご記入の上、FAXで注文をお願いします。次に一次試験のサンプル問題のイメージを3問紹介します。問題の形式は、穴埋め問題、計算問題、語句の説明問題になります。

### 平成24年度 一次試験の概要

日 時：10月28日(日) 午後 @東京都内会場  
 出題形式：すべて選択式の問題  
 合格点：100点満点中70点以上  
 出題範囲：「森林施業プランナーテキスト基礎編」から主に出版 (持ち込み不可)  
 合格者のレベル：「森林施業プランナーテキスト基礎編」に書かれている基本的な内容を理解している者

○ 体裁：A4判カラー 192ページ  
 ○ 価格：4,000円(本体3,810円)  
 ○ ご注文方法：注文書をFAXで協会宛てにお送りください。  
 ※注文書は、森林施業プランナー認定制度ポータルサイト(<http://shinrin-planner.com/>)からもダウンロードできます。

次に認定取得による特典ですが、森林施業プランナー協会と致しましても認定プランナーになりたいと思えるような魅力のある資格制度にしていきたいと検討しているところです。現時点における認定取得によっての特典、メリットというものを挙げさせていただきますと、一つは、認定プランナーの更なるスキルアップを目的としたものとして、認定プランナー向けの意見交換会、セミナー等のイベントを開催したり、認定プランナー専用のホームページを開設し、情報の入手や意見交換の場を提供したいと思っております。もう一つは、認定プランナーの活動のサポートを目的とするものです。グッズとして認定プランナーであることを証明するIDカード、手帳、認定のバッジ等を認定されたときに交付したいと考えております。認定プランナーロゴマークは、認定されたプランナーのみが使用できるようにしたいと考えています。活用方法として名刺や施業提案書にロゴマークを付けていただいて、認定森林施業プランナーの信頼の証として活用していただければと思います。

### 認定取得による特典 (現時点版)

#### 認定プランナーのさらなるスキルアップを目的としたもの

- ・認定プランナー向けの意見交換会、セミナー等のイベントへの参加
- ・認定プランナー専用ホームページの活用による情報入手・情報交換

#### 認定プランナーの活動サポートを目的としたもの

- ・認定プランナーであることを証明するIDカード並びに手帳、認定バッジの交付
- ・認定プランナーロゴマークの使用許可(名刺・施業提案書等)
- ・認定プランナー限定製品の使用権利

今後も森林施業プランナー協会では、認定プランナーの増加に合わせて、さまざまなメリット措置を検討していきます！

また、認定プランナー専用製品として、今後、ジャケットやポロシャツ、ヘルメットといったものを製作していきたいと考えております。なお、来年度以降になりますが、森林所有者向けの広報活動に力を入れて、認定プランナーやロゴマークを広く認知いただけるよう努めていきたいと考えています。

最後になりますが、認定プランナーの制度をここにいる皆さんと一緒に盛り上げていきたいと思っておりますので、今後ともご支援・ご協力のほどよろしくお願い致します。

どうもありがとうございました。



認定森林施業プランナー手帳およびIDカード(イメージ)

## 各地で活躍する 認定森林施業プランナー候補者による リレートーク

全国各地で活躍する認定森林施業プランナー候補者の皆様に、これまでの活動をふりかえっていただきつつ、今後の森林施業プランナーに馳せる思いについてリレートークで綴っていただきました。



冒頭解説

森林施業プランナー協会  
事務局

早瀬 悟史

森林施業プランナー協会事務局の早瀬です。認定森林施業プランナー候補者によるリレートークの進行を務めさせていただきます。はじめに、今回ご発表いただく皆様についてご説明します。今回は、全国12ございます提案型集約化施業のモデル森林組合に在籍しますプランナーにリレートークをお願いしています。モデル森林組合とは、森林施業プランナーの育成が本格化した平成19年度の1年前に農林中央金庫のご支援によりますJ-フォレスター研修に参加し、いち早く提案型集約化施業に取り組み始めた組合で、平成19年度から始まった森林施業プランナー育成研修の中で、ブロック別に行う地域実践研修の受け入れ組合として、研修の講師を行っていただいた方々でございます。本日は熊本県の上球磨森林組合のご都合がつかずご欠席となりましたが、残る11の森林組合の方にご発表をお願いしたいと思います。

発表の流れですが、リレートークということで、1組合1人5分で回していくような形をとらせていただきます。発表いただく内容は3つです。まず簡単に自己紹介いただき、次に個別報告をお願いし、最後に今後に向けての抱負を発表させていただきます。個別報告ですが、全部で11ある組合を3つに分けて、グループAの方につきましては“プランナー業務を行ってきたことでプランナー個人として得られたこと”、グループBにつきましては“プランナー業務を行ってきたことで組織として得られたこと”、グループCにつきましては“プランナー業務を行って、所有者からこんな声をいただいた”ということを順番にご発表いただきたいと思います。

発表の流れ	
①自己紹介	
②個別報告	グループA：プランナー業務を行ってきたことで <b>個人として</b> 得られたこと グループB：プランナー業務を行ってきたことで <b>組織として</b> 得られたこと グループC：プランナー業務を行って、 <b>所有者からこんな声</b> があった
③今後に向けての抱負	
発表順	グループA：雄勝広域 → 多野東部 → 中能登 → 南那珂 グループB：松阪飯南 → 三次地方 → いしづち グループC：上川北部 → 釜石地方 → 天竜 → 香美

各組合の概要につきましては、お手元に配布しました資料に発表順に掲載しておりますので、そちらをご覧くださいながら発表を聞いていただければと思います。では、早速発表の方に移りたいと思います。

テーマ①：「プランナー業務を行ってきたことで個人として得られたこと」



秋田県  
雄勝広域森林組合  
経営計画課係長

市川 栄彦

秋田県県南部湯沢市から参りました、雄勝広域森林組合経営計画課の市川栄彦でございます。平成20年に森林施業プランナー基本技能認定をいただき、本格的に提案型集約化施業に、また今年度から制度化された森林経営計画に合った施業を展開するために日々努力し励んでおります。私はプランナーとして提案型集約化施業の実践に取り組んできたわけですが、これまでに至る過程には様々な課題が

あり、正直投げ出したいと思ったこともありました。しかしこの施業が進むにつれ、地域の間伐が少しずつではあっても促進され、所有者に還元できる方法を模索しながら、私なりに取り組んでまいりました。この事業は一人でするものではなく、組織として職員全員が一丸となり初めてできるものですが、組合長はじめ参事以下全職員の後押しもあり、「ふるさとの森いきいきプラン」という提案書が完成し施業実施に至ることができました。この施業を通じ、地域のスギを主体としたスギ人工林が成熟の度を増す中で提案型集約化施業を促進し、地域・所有者が一体となった森林整備を実施することの重要性を深く感じさせられました。また、事業を推進していくには地域の所有者の信頼を得ることが大切であり、そのためには所有者との接触をもち、所有者の要望に適切に対応する姿勢を組織全体が常に

持つことが重要であると感じさせられました。さらに成熟しつつあるこの資源に手を加えて、経済面と公益的機能を十分に発揮させるため、地域森林管理者としての役割を担わなければならないということも認識させられました。コスト削減面では、新たに効率的な林業機械を導入し、若手の人材育成、間伐、作業道作設の手法を考案する必要があることも認識させられ、利益の還元を図っていくためにも必要不可欠な課題であると感じさせられました。昨年度にはハーベスタ1台を導入致しまして、今年度は高性能林業機械3台の導入を予定しており、経営にとっては大きな負担ではありますが、機械の稼働



群馬県  
多野東部森林組合  
会計主任

浦部 秀一郎

群馬県多野東部森林組合の浦部と申します。よろしくお願い致します。私は常日頃プランナーとして自分に問い掛けている言葉があります。それは、仕事にやりがいを感じているか、森づくりに対して情熱を注いでいるか、ということです。プランナー業務というのは、皆さんご存知のように非常に多岐にわたっており、なおかついろいろな責任が必要とされます。ですから、やはり楽しみながらこの仕事をしていかないと、なかなか長く続かないのかなと思っております。またプランナーの仕事である集約化施業というのは自分達で生み出す、作り出すということが非常に業務の中で大きくなってきております。と考えますと、やはり自分たちで考える力を養わなければなりません。

当然、考えただけではもちろんダメで、その後に実行することを行って行かなければなりません。実行して何か課題を突破するというその繰り返しによって自分達のレベルを上げて行く、個人のレベル、チームのレベル、組織のレベルを上げて行くということが次のステージに繋がるといことになると思います。結果として、森林所有者さんにそのレベルアップがメリットとして跳ね返ることになったと思っております。プランナー業務に携わる前までの自分の仕事を振り返ってみますと、時間的制約に非常に縛られた仕事をしてきました。いつまでに何を提出しなければならぬ、いつまでにここを仕上げなければならぬと

率を上げながら技術を向上させ、林業経営をすることが今後の課題と考えております。今後プランナーとして、なおいっそう積極的な提案型集約化施業に取り組んでいくという主旨のもと、大切な資源の循環利用を念頭に置き、今までの課題・問題を検討しながら、先人が育てた大切な資源をよりいっそう価値あるものに育て上げ、地域に貢献していきたいと思っております。最後になりますが、より多くの森林所有者が森林に関心を持てるよう専門的知識をこれまで以上に取得し、自分自身のモチベーションを高め、森林整備の理想の姿を目指して取り組んでいきたいと思っております。

というようなことで、自分がやってきた仕事の結果というものなかなか見直す機会というものを持たずに来ました。集約化を進めて、様々な研修等に参加して自分の仕事の中に目的、それから目標というものを徐々に組み込めるようになってきました。この仕事は何のためにしているのだろう、この目標を達成する為にどのようなやり方をすれば一番いいのか、常にそのような事を考えております。これは他の全ての仕事にも通じることです。経営やコミュニケーション、コスト分析などにおいても通じる場所がありますので、常日頃仕事において目的や目標というものを頭に置きながら取り組んでおります。先ほどご発表いただいた新井初江様の山も、さまざまな状況を踏まえた上で若干強めに間伐をしました。今は非常にいい山になっております。今後の林業界についてですが、今の経済情勢また社会情勢を考えますと、先行きが非常に不透明であり、予測を立てにくい状況です。しかし、それを茫然と見守っているだけでは無く、過去、現在そして将来を自分なりに捉え、ピントを徐々に絞りながら焦点を合わせ、具体的な行動に移していくということが必要ではないかと考えております。

我々の仕事の目的は、地域の森林管理と森林所有者へのサービス提供です。今、森林経営計画が始まっております。我々プランナーが、地域全体を見据えて森林経営計画を作っていかなければならないと考えております。10年後、20年後の未来を自分達で築いていく、描いていく為に、今きちんとした森林に対する知識を吸収して、積極的にいろいろなものを実践していくということ、これを継続していくことが非常に大事だと私自身思っております。最後になりますが、情熱を持って森林というものに携わって行けば、必ず先は開けると信じてこれからも頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。



石川県  
中能登森林組合  
業務課係長  
**川端 達也**

石川県の中能登森林組合でプランナー業務に携わっております川端です。よろしくお願いします。プランナー業務を行ってきたことで個人として得られたことですが、まずモデル組合になり様々な研修等を何度も行ってきたことで、プランナーの役割等を論理的に理解できるようになったことが自分の中では財産となっております。プランナーの役割は

責任重大であります。その分やりがいのあるとてもいい仕事だと思っております。その中でも組合員さんとの信頼関係の構築が自分の中では一番重要だと感じております。先祖から受け継がれた山をどのように管理していくか、組合員さんに対して適切な森をつくるためのアドバイス、施業提案などを行いながら荒廃していく山をよみがえらせる姿や組合員さんからの感謝の言葉をいただいた時にはプランナーになってとても良かったなと感じます。今後の抱負ですが、組合員さんから「彼だけが頼りや！」と言われるようなプランナーを目指し、組合員さんとの信頼を築きながら管内の森に光を与え、持続可能な森林経営を行ってきたいと思っております。以上で発表を終わります。



宮崎県  
南那珂森林組合  
第1事業課課長  
**河野 通貴**

皆さんこんにちは。南那珂森林組合の河野と申します。よろしくお願いします。私たちの年間の素材生産は50,000㎡です。その中で皆伐が43,000㎡、間伐が7,500㎡ということで、全国でもちょっと珍しい形態の森林組合ではないかなと思います。今年度からは経営計画を作成しなければならないということは皆さんご承知だとは思いますが、その中で、プランナーとして取り組んでいることをご説明したいと思います。私たちの地域では、以前からおよそ40年、50年程度で主伐をしていく、皆伐をしていくというのが林業のスタイルとなっておりますので、搬出間伐の林分を増やすということに大変今苦慮しているところです。素材生産をする能力はあるのですが、搬出間伐の技術、手法というのが疎かったと言えます。ここ数年、約5年、6年ぐらいでそのシステム作りをしてきましたが、所有者に100%納得をいただいております。そこをどのようにして改善していくのかということについて、今後の抱負としてスライドにしてみました。管理システムということでPDCAとよく言われますが、私は全てのものがここに当てはまるのではないかと感じております。まずPlan、計画の部分ですが、ここではやはり営業、団地形成そういった説明・提案をする能力が必要です。それは事例のあったActの部分

をどう活かして、どう反省して、どう次の現場に活かしていくのかということが必要であると思っております。Do、実行・実践という部分は、所有者へ提案書を提案し、契約、現場の着手、それとプランナーと現場のすり合わせというのが大事になってきます。Check、これは評価とか点検という部分になりますが、ここが一番大事なところであります。実行を並行していきながら修正をかけていく、それと出された結果に対して反省をする、検証をするということが必要になってきます。つまりは、目標林型の適切さ、生態系や自然環境に対する影響、実生産というところを評価すること。また、出された数字に対してのコスト分析、施業現場の振り返り、さらにはそれらを基にした研修会や勉強会の実施を繰り返すことで改善・修正していくこと、その部分がActに繋がってきます。そういう意味では問題点・失敗例をはっきりと明確化することが今後の一番の課題となっていきます。それにはプランナーだけでなく、全ての関係者で検証をしていくことが大切です。それから経営計画とか補助金制度などの整合性、そして最終的には方向性の統一化を図っていくということがやはり大事になると思っております。そうして一歩前進することで、次の現場のPlanに繋がっていくのだと思っております。そういったことを繰り返しながらこれからも頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。



テーマ②:「プランナー業務を行ってきたことで組織として得られたこと」



三重県  
松阪飯南森林組合  
集約課長  
**大西 大輔**

三重県の松阪飯南森林組合の大西です。よろしくお願いします。

これまでをふりかえりますと、三つ大きな点があったと思います。まず一点目としましては、とにかく受けから攻めに行けということを経営者から言われてきておりました。それまで公共事業が下りてくるのを待ったり、入札で取るのを待つという受け身の仕事がほとんどでした。プランナー業務をきっかけに、とにかく所有者に説明をして仕事をいただかないと自分たちの生き残る道はないということで、そういう点では成長できたのではないかと感じております。二つ目はコストに対する意識ということで、公共事業等を取りますと、その時点である程度

の収入等が見込めます。他方プランナー業務に関しましては、日々コストを見ながら工程等を考えていかないと赤字になってしまいます。そういった面で、組合全体で事業に対する進捗管理もしっかりと行ってきたことが非常に良かったと思っております。三つ目ですが、集約化施業の実施に伴って情報の共有を当然行うようになること、これも以前までの公共事業ではなかったことです。職員同士連携し、現場作業班の方にコストの情報を伝えてもらい、改善していかないと利益が出ないというような情報の共有も行うようになったことで、組織としても大きく変化できたのではないかと感じております。

最後に、私たちの今後の抱負としましては、“残そう豊かな緑”をキーワードに、森林所有者に森林を所有する意欲の向上、山を持っていて良かったと思っていただくこと、環境保全の貢献を目指して、収入の見込める森林づくりを提案していきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。



広島県  
三次地方森林組合  
企画営業課係長  
**湯川 明広**

広島県の三次地方森林組合の湯川と申します。よろしくお願いします。私はこれまで15年間、主に保育事業を担当しておりました。プランナーとしての仕事を始めたのは、当組合が平成19年にモデル組合になって提案型集約化施業に取り組むようになってからです。私はプランナーとして、所有者の方と施業の話をする中で、これまで育てて来られた思いや、将来への不安などを正面から向き合って話すということを経営者から言われてきました。そうすることで所有者の山に対する関心や思い、例えば、このまま手入れをしていてもお金になる山がつかれるのだろうか、自分がこれまで一生懸命育ててきた山だけに立派な山にしたいといった話を聞くことでプランづくりの参考

にもなっています。実際にプランをつくる上で難しいのは、境界確認と林分調査等の情報収集です。これまで境界確認で、山の境はわかるがもう山へは行かない、山の境が全くわからない、山自体あるのかどうかもわからないといったことがいくつもあり、大変苦勞しました。また、林分調査では、搬出予定材積や売上、収支、所有者への返却などが決まってしまうために、森林内をしっかりと歩き、地形や木の生育状況などを見ながらプロット調査を行い、誤差の少ないデータを取るよう心がけております。組合として良かったことは、平成19年から提案型集約化施業に取り組むことにより、山づくりの方針や搬出間伐、作業道の方針等を組合として共有できたこと、作業システムや体制の整備が行えたことなどです。今後は、これまでの経験を活かして、プランナーとしてさらに森林所有者からの信頼が得られるよう地域の山づくりに励んでいきたいと思っております。以上です。



愛媛県

いしづち森林組合  
森林整備課長

### 山内 周

愛媛県のいしづち森林組合より参りました山内です。よろしくお願ひします。いしづち森林組合の管内森林面積は42,234ha、組合員の所有面積は25,930ha、人工林率は65%、スギ：ヒノキの割合は6：4です。職員数は17名、作業班員数は直営班23名、請負班26名の49名です。いしづち森林組合の事業経営の基本方針は7つあります。林業担い手の確保、団地の施業、基盤の整備、高性能林業機械の導入、一山一任制度の導入、直販体制の確立、高次加工への取り組みです。その中で一山一任制度を導入し、

一つの地域の山を一人の職員が担当します。男子職員14人が施業プランナーです。いしづち森林組合が目指す事業は、まさしく提案型集約化施業です。施業をする前に施業プランを所有者に提示し、作業を実施します。搬出班ですが、一班一カ月2ha前後、一年間で24ha、七班で150ha前後を施業しています。プランナーが14人おりますので、一人当たり年間で11ha前後を作ります。この山を集団団地化して共同施業を行い、作業道の開設を行います。作業の機械化で経費を節減して組合員の所得の向上を目指します。森林経営計画を作成し、組合員の森林を組合が10年間預かります。大面積団地を形成し、毎年施業をしていく団地づくりを目指しております。直販体制の充実、市場だけに頼らず、直接製材所に持ち込み、安定した値段の確保に力を入れています。組合員の不安を解消することが、組合の精神です。以上です。

## テーマ③：「プランナー業務を行って、所有者からこんな声をいただいた」



北海道

上川北部森林組合  
業務課長

### 伊藤 浩明

北海道の上川北部森林組合の伊藤と申します。どうぞよろしくお願ひします。私はこの仕事に就いて30年になります。若い時はこの仕事が汚くて、地味でいやだなと思っていました。今ではこの仕事に就いてよかったです。プランナー業務を行って、森林所有者からいろいろな声をいただきます。今は材がとても安いです。安いだけじゃなくて売れません。今の材価でお金が戻ってくるとは思っていませんでしたが、所有者さんから初めて多少お金が戻って来て大変嬉しかったと言われました。また、職員が熱心に山の説明や施業の提案をしてくれるので、今後も安心して組合に事業を任せられるということも聞いております。詳細な提案書はとても信用性があるとのこと。最近、山林はお金にならない、売りたいという話がたくさんありますが、山林は多目的な役割をもっているの、住民に代わって山を森林組合に守ってほしいということも言われます。今後の抱負ですが、今までは、本当の意味で森林所有

者に目がいっていなかったような気がしますので、今後は森林所有者の目線に立って、信頼してもらえるようなプランナーになっていきたい、また地域で必要とされるプランナーになっていきたいと思っております。当組合には50代～60代の職員はおりません。20代、30代、40代と若い職員ばかりですので、若い職員に指導して森林施業プランナーの増員を図っていききたいと思っております。以上です。



静岡県

天竜森林組合  
森林整備部長

### 野澤 利通

こんにちは。静岡県の浜松から来ました天竜森林組合の野澤と言います。よろしくお願ひします。まずは私の自己紹介をさせていただきます。平成24年4月から事業部を森林整備部に組織変更しました。その中で初代の部長に任命されました。今現在は集約化の挑戦から、経営計画の挑戦に移っているわけですが、私が組合へ就職した時には、森林施業計画というのを任せられまして、市内のカバー率85%まで上げて、大変苦労しました。この時、組合員の顔を知り、当時は孫のようなものでしたから、とても可愛がっていただき、そのおかげで現在、経営計画・集約化がスムーズな状況で進められる状況でございます。プランナー業務を行い、森林所有者からはいろいろな声がありましたが、やはり森林整備、間伐等の中で、見積もり、プラン書を表記しますと信頼が得られ、ハンコをいただくことができます。さらに高齢の森林所有者さんからは、後継者にバトンを渡してほしいと、プランナーに期待を寄せていただけるようになりました。やはり、人と人とのつながりがあったプラン書、約束事であるということを感じて

おります。最後に今後の抱負ですが、24年度から森林整備部に組織変更されたことによって、全員が木材搬出のできる作業班になろうという目標を置きました。まずは、若手事務職員が6名おりますが、現場管理者としてしっかりとこれを振り分け、各班に責任をもたせてコミュニケーションがとれる関係性をつくっております。これは、事務職員レベルの統一化を図るためです。

次に、現場職員と技術員の構成班に変えました。これは技術力のアップを図りたいということを目指しております。加えて現場職員のレベルアップと自由に話し合いができる職場環境に変えていきたいと考えております。

次の三つ目として、事務所内の会議室を開放して、現場職員の顔を合わせる場所に変えました。これによって毎日の業務の終了時に報告、連絡、相談し、みんなで目標を一つにしようということになりました。これについては、女性事務職員にも聞き取りをしてもらうことにしました。そして組合長が常に現場の人と顔を合わせる機会をたくさん作ろうということにしております。将来は、現場従業員からプランナーが誕生できるようにしたいと思っております。

また、皆伐を目標に、安心して植栽できる獣害に強い樹種を探しています。

そして、山は正直ですので、山づくりを基本として慌てない作業を心がけていきたいと思っております。最後に、我々は山の番頭になる。そのようなつもりで日々頑張っていきたいと思っております。以上でございます。



高知県

香美森林組合  
業務課長

### 森本 正延

高知県香美森林組合の森本です。どうぞよろしくお願ひします。私は、平成19年の全森連研修の時に日吉町森林組合で勉強させていただき、高知県で第1号のプランナーということで今日まで取り組んでまいりました。自分はずっと、徳島県の組合で木材生産の現場作業員として働いてまして、その時の経験を活かして機械の改良などを行ってまいりました。組合員の山を回り、どこに作業道を開設すれば効率よく搬出ができるのか、どの作業システムが一番良いのか、現場技術員との協議を重

ねながら作業道開設から森林整備全般にわたり、山づくりを中心としたプランナー業務を行っております。

当組合の特徴といたしまして、平成8年に始まりました団地化施業があります。一定のエリアを設定し地域をまとめ作業道を開設し、高性能林業機械を駆使して、同時に人材も育成しながら森林整備を面的に行う手法をとってきました。平成16年からは高知県独自の集約化事業“森の工場推進事業”により団地形成全般をサポートしていただきました。当組合の集約化を行うために、全ての地区を組合職員で対応することは難しいことから、推進協議会のサポートにより事業を展開してきました。推進協議会のメンバーは地域をまとめるリーダーの方々です。全ての地区には至っていませんが、地区毎に10名ほどの推進協議会のメンバーを選任し、所有者情報は勿論、どこに道をつけるのか、どの山で間伐が必要かなどを協議していただきながら集約化を進めてまいりました。平成

9年頃から徐々に機械化、同時に人材育成も進めながら既存の作業道を活用して搬出間伐事業への取り組みを行ってきました。その手法が各地域に広がり、現在では9,200haが森の工場に認定されています。

現在では搬出技術員5班体制により事業を進めており、集約化に早くから取り組んだ地域では3回目の間伐が完了した部分もあります。これまでのスイングヤード作業システム4セットに加え、平成22年度に森林・林業再生プラン先進林業機械導入事業でけん引式タワーヤードが導入されました。このことによりこれまで搬出が困難であった路網密度が低い場所や地形的条件からスイングヤードでは搬出が困難な場所でも集約化がある程度可能となり、事業地の範囲が拡大できることとなりました。所有者還元を重視して機械化、集約化、人材育成に早くから取り組んだこと、これまでの実績の成果もあり100haを超える事業地確保も容易に行える状況となっていることは当組合の強みであります。間伐を終えての組合員からの声ですが、どの所有者も山がきれいになったと喜んでくれています。還元金がありがたいという声もたくさ



岩手県  
釜石地方森林組合  
参事兼総務課長  
**高橋 幸男**

岩手県の釜石地方森林組合の高橋と申します。はじめに、昨年3月11日に発生しました震災においては、組合長はじめ役員5名の尊い命を亡くし、事務所も全壊という大変な被害でありました。一時期は、絶望という言葉しか浮かびませんでした。全国から温かいご支援をいただきまして、今この場に立つことができいております。あれから1年3ヶ月経ちまして、おかげさまで6月8日に事務所を再建することができました。その時には、林野庁の松原課長をはじめとする多くの方々から心強いお力添えいただいたところでございます。本当にこの場をお借りしまして、御礼申し上げます。

そうした中で、組合員さんから頂戴した言葉を一つだけご紹介致します。震災直後に電話が来まして、「組合の復旧につながるのなら家の山を自由に使っていていいよ」と言われました。そこは以前森林経営管理委託を受け、集約化事業を行った場所です。事業をするためにつけた道が、集落

ん聞こえてきます。次はこの山をお願いしたいとのリクエストが結構多いです。中には隣の山の所有者にも話を進めるので今度行ってみたらなど、1団地に入ると口コミで面積が拡大するケースが結構あります。平成22年に16箇所で開催しました。組合員の多くは高齢の方が多く「組合に山を任せたい」という話が多かったと記憶しています。組合員の森林組合であるためには、その声に応えることが重要であると考えています。

今後私がやらなければいけない仕事の一つに、若手プランナーの育成があります。現在当組合に5名の優秀な若手プランナー職員が組合員のために頑張っていますので、自分が経験してきた事をできるだけ多く伝えることができるよう努力していきたいと考えています。

今後の課題ですが、地形的条件などから未集約地域でも経営計画を作成するために取り組んでいく必要があります。経営計画作成には多くの労力が必要な上に様々な課題がたくさんありますが、当組合の管内で良い山をつくっていくために頑張りたいと思います。

ご清聴どうもありがとうございました。

を繋ぐ道となり、今震災において唯一の避難路、支援物資を運べる道、命をつなぐ道路になったからです。

そうしたことから今度は組合のため、「復旧のためであれば、所有山林を使い事業を行っていいよ。」という温かい言葉を頂戴しました。組合員からのご厚意のなか、なんとか復旧に向けて進んでいるところでございます。

今後の抱負ですが、当管内には間伐可能面積が6,300haございます。そして、今現在間伐材積が878,000m<sup>3</sup>あります。当然ながら提案型集約化事業を基本に取り組んでいきます。また、提案型集約化から生まれたJ-VER制度・バイオマス材の供給とを、三本の柱に事業拡大を目指していきたいと思っています。また、森林で地域の復興のため、六つの目標を立てています。実際には、そのうちの一つは既に計画が達成しましたので、今は五つということになりますが、命つなぐ作業道の開設・提案、森林の事業管理委託をした中での森林整備の雇用拡大、復興住宅の提案、今現在30坪1千万円を実現させています。四つ目は環境に配慮したエネルギーの提供。五つ目がJ-VERを利用した森林整備事業資金の確保というのを自分たちは念頭に考えています。これがまさに森林を活用した地域の復興計画の推進に伴いまして、地域と共に歩んできた組織としての恩返しでございますし、組合としての使命を感じているところでございます。ご清聴ありがとうございました。

## パネルディスカッション





コーディネーター：東京農工大学 教授 **土屋 俊幸**

パネラー：東京大学 教授 **永田 信**

林野庁 経営課長 **松原 明紀**

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 副主任研究員 **相川 高信**

釜石地方森林組合 参事兼総務課長 **高橋 幸男**

いしづち森林組合 森林整備課長補佐 **宮城 正明**



**土屋**：東京農工大学の土屋です。私がなぜここで座長をやっているかと簡単にご説明致しますと、永田先生から最初にご紹介があったように、森林・林業再生プランの森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の座長をやらせていただきました。この委員会自体は現在も続いておりまして、引き続き森林組合改革や林業事業体のこれからについてPDCAを回して行こうということになっております。森林施業プランナーに関しては、森林・林業再生プランの検討過程で非常に大きな話題として、議論されたところですが、私どもの委員会でも重要な課題として議論したところでした。そういうわけで、本日この役を担っているということになります。

最初に申し上げておきますが、今回のパネルディスカッションについては、特に結論を出すということは目指しておりません。それよりは色々な見方や考え方を提示して、今回参加した方々と一緒に考える機会をつくってこうということでございます。別の言い方をしますと、これは個人的な希望になりますが、おそらくこういった議論の場、検討の場というのは今回の出発点だけではなくて、最低1年に1回くらいは実施していったほうが良いと思っております。そういう意味ではこの議論についても議論のキックオフということになるかと思っております。この60分間の内容ですが、大きく3つに分けたいと思っております。一番目は、これまでずっと森林施業プランナーのことについて説明や解説、議論をしてきたわけで、特にこの直前に11の方が熱い思いを込めて発表して下さったリレートークの内容というのが、一番実態が理解できましたし様々な思い

が伝わって私自身感動したのですが、そういったことも踏まえてプランナーの活動の実態と課題を確認したいと思います。二番目としては、プランナーの役割の現在とこれから、これは本日すでに質疑応答の中で現在のプランナー制度のやれること、メリット、役割、そういったことが議論されました。ただし、これから先に現行の制度に付加して、もしくは強化していく部分というのは当然出てくると思っておりますので、今現在、そしてこれからのプランナーの役割について考えたいと思っております。三番目は、今回の森林施業プランナーの認定制度により、森林施業プランナーという呼称そのものは、その前から研修の中で事実上使用されてきたわけですが、それが公式の認定ということになったわけですね。その認定制度の現在を踏まえた上で、これから先どういう方向に発展させていくべきかということについて、議論をしたいと思っております。

それから、もう一つお断りしたいのは呼称なのですが、例えば大学の教員なんて言うのは普通〇〇先生などと言われることが多いのですが、この場にはそぐわないところがありますので、全て「さん」で統一させていただきますのでよろしくお願い致します。

それではこれからディスカッションに入っていきます。一番初めの課題はプランナーの活動の実態と課題ということです。先ほども申し上げましたように、リレートークで11人の全国の森林組合からのご報告があったところですので、それを踏まえていただくというのが一番手取り早いかなと思います。

順番に私から振らせていただきますので、ご発言いただければと思います。初めに、松原さんから現時点でのプランナーの役割、プランナーというのはこういうものだ、ということをもう一度簡単にご説明いただければと思います。合わせて、今回のリレートークのご感想なども少しいただければと思います。



**松原**：林野庁経営課長の松原でございます。今座長から現時点でのプランナーの役割とリレートークの印象というのを求められました。まずリレートークの印象から先に申し上げさせていただくと、私も何人が今日ご発表された方とはお話をした機会もあり、それぞれ各地で頑張っておられるというのは承知していたところでございますけれども、改めてどういってお気持ちで取り組んでらっしゃるかということとをかなり具体的な言葉で語っていただいたということでありまして、私も座長と同じように感動致しました。やはりこういう方々に各地で頑張っていただければ、森林施業プランナーというものが森林所有者に本当に信頼されて提案型集約化施業に応じていただき、実際に森林整備がきちんとなされるのだろうという印象でございます。そういった意味で改めてプランナーの役割ということについては、歴史的に言うと、提案型集約化施業ということが林政上の課題として浮かび上がってきたときに、それをどのように進めるかということで、プランナーの役割というのが大きくクローズアップされてきたことだと思います。さらに、本日永田先生からもお話がありまして、森林経営計画が再生プランの一つの肝になっているという中で、実際、面的集約をどのように進めていくかということについて言いますと、森林経営計画の作成と提案型集約化施業の一体化ということが重要でございます。そういったことを各地域でどのように進めていただくかについてご尽力いただくということがプランナーの大きな役割であり、そこに収れんされるのではないかと私どもは思っております。

**土屋**：はい、ありがとうございました。次に、やはり同じように全体のリレートークの印象について永田さんいかがでしょうか。



**永田**：はい、リレートークは非常に勉強になったというのが私の実感です。特に森林所有者の方との信頼の醸成というのが、非常に大きい問題としてあるというのを今回のお話を聞いて考えました。森林所有者の方から面的な管理というものを受託して、そこをお金になるようなかたちでお返すように経営していくというのが、まさに森林施業プランナーのやるべき仕事であるということを感じました。

**土屋**：はい、ありがとうございました。今回リレートークで11人の方にお聞きした中で、何人の方が信頼という言葉が使われました。目標として地域で信頼されるプランナーを目指すということや、これまでに色々培った中から信頼を得られた、という実際のところを述べていただいて、私も永田さんと同じように非常に印象に残ったところです。今のお二人はかなり第三者的にリレートークについてご感想をいただいたのですが、実際にリレートークに参加された方は、もう少し現実問題としてのプランナーに関するご意見があるかもしれません。おそらく先ほどは少し時間が少なかった面もあって、言い足りなかったところもあると思いますが、もう少し課題、問題点などを含めて、現時点でどうなのか、ということをお聞きいただけますでしょうか。高橋さんいかがでしょうか。



**高橋**：先ほどお話ししました通り、当組合で推定できる間伐可能なスギというのは実際6300haありますが、実際に当組合で経営委託して、まとめるとどのくらいかということ、実は2000ha足らずでございます。半分も伐っていないという状況でございます。その中で少しずつ増やしているという実態もでございますが、職員・従業員含めて6名で回っており、全体的に管理できない状況でございます。おのずとして職員たちにできない部分については、地区の役員さんなどに協力していただきながらまとめ上げないと先に進まないという課題がございます。

**土屋**：ありがとうございました。高橋さんにお聞きしたいのですが、地域の方々との関係というのは、森林施業プランナーになる前からある程度あったのでしょうか。

**高橋**：自分たちは、平成14年までは全く公共事業依存型の事業体でございまして、公共事業が一気に減った段階で、改めて自分達の林業というか、釜石地区の進むべき道ということをお聞きの方、市の方、職員で協議した時代がございまして、その中で、やはり6割占める民間の山の所有者の方々を忘れていたのではないかと反省点の中から、『健康な森づくり推進隊』というのを結成しまして、各地区の相談・顔役、役員の方々に職員として回っていただいたという状況です。その一方で、プランナーの研修等々に参加させていただいて、地域のつながりというのを深めていったというのが実態でございます。

土屋：はい、ありがとうございました。宮城さん、先ほどのリレートークで言い足りなかったことや、もう少しご紹介したいことが、プランナーの活動に関係しましてありませんでしょうか。



宮城：課題ということで一つ思いつくことといたら、今まで組合の活動というのは、当然組合員の方々を対象としての活動であったことから、属人的な関わり方を今までしてきました。その活動の中で提案型集約化を進めるということ

で、長期施業受委託契約を個々に結んできたわけですが、その中には当然道も入らないようなところがありますし、今回の林班単位での経営計画となると、どうしてもそういう契約を結んだにもかかわらず、施業が困難な所有者の方がいます。また、保育、特に下刈りで2年、3年やってきたけれども、そこで経営計画がどうしても立たないというところでそれを放置してよいか、そのような問題が経営計画を立てていく上であります。

土屋：ありがとうございました。例えば属地でやる場合に、担当を決めたりされていますか。

宮城：当組合では、聞きなれないかもしれませんが、『一山一任制度』というのをつくって実施しています。一人の担当が、およそ300～500haの地域をもたされます。当組合には男性職員が14人おりますが、皆がプランナーとして、計画から施業の実施・管理まで行うということで取り組んでおります。

土屋：ありがとうございました。相川さんはこの間ずっと研修の講師として、森林施業プランナーの育成にあたってこられたわけですね。そのことのご経験や、リレートークを踏まえて、現時点でのプランナーの活動の実態、課題などについてご意見をお聞かせ願えますでしょうか。



相川：私もずっとプランナーの研修に関わってまいりまして、平成19年からかれこれ5年くらいになります。始まった当初は森林組合の職員の参加者がほとんどでしたので、最初に森林組合のミッション、使命とは何ですかという問い

かけを講義の初めにしていたことを覚えています。今高橋さんからお話があったように、当時の森林組合の受け身的な体質を考えた時に、はたして所有者さん、組合員さんへ胸を張れ

る存在であるのかという問いかけから始まりまして、研修の中で改革も促しながらやってまいりました。今リレートークを聞いていますと、成果というものがかなり出ていて、皆さんが現場での手ごたえを感じて、プランナーという職業、存在に対して非常に誇りをもっていただいていると思うところです。

他方、課題というのももちろん出てきています。これまで我々が研修で皆さんに取り組んでいただいたことというのは、基本的に経済ベースでしっかりコストを管理して、森林所有者さんに利益を還元するというかたちで、結果として森林整備が進むということでした。それが、今度森林施業プランナーの仕事の中に森林経営計画が入ってきたことで、例えば広葉樹林が入ってくるわけですから、トータルで経済性を確保しつつ、かつ広域性を担保していくという技術的なところも含めて新たな局面が出てきているということになります。さらに言えばこれまでは所有者が重要なお客さんで、ステークホルダーだったわけですが、今回直接支払い制度という形となると、もう少し幅広く、おそらく一般の市民の方などもターゲットに入ってくることになるので、ますます高度なところに現場の最前線がおかれているという見方を改めて今日認識しました。そこに当然課題があるということで、それをいかに解決していくのかということに我々がいるのかなと思って話を聞いておりました。

土屋：ありがとうございました。今皆さんのお話を聞いていて、当初の森林施業プランナーは提案型集約化施業というものにかなり絞って始まったわけですが、それが新しい制度の中で森林経営計画の策定という大きな仕事を含んできてミッションがかなり広がったと同時に、対象ということから見ても、これまでは経済的な事業として関わればよかったものが、もう少し地域社会と向き合わなくてはならない部分や、地域の森林資源の管理といったところまで含めて考えていくということが、段々と必要になってきているということだと思います。そういう点では、かなり森林施業プランナーの仕事というのは広く、かつ深いものになってきているということではないかなと思います。もう少し現実のところを見たいところですが、結構時間が過ぎておりまして、次に入っていきます。

二つ目の課題は、先ほどプランナーの役割という言い方をしました。またそれを二つぐらいに分けていきたいと思いますが、一つは地域の森林管理や林業の担い手というかなり昔からある役割と森林施業プランナーの役割との関係をどう考えるかということで、これまで森林・林業再生プランの議論の中でも、所有と経営の分離ということが言われたりしました。それから現実問題として、森林所有者の方が高齢化したり、もしくは所有者の代替わりが増える中で、事実上森林の管理そのものはかなりできなくなっているという実態もあります。森林施業プランナーとはそういう中で実際に活動して

いかなければならないわけですが、そうすると森林施業プランナーを地域における、森林管理もしくは、林業振興の担い手として考えるべきなのかどうなのか、その辺のところを考えてみたいと思います。永田さん、いかがでしょうか。

永田：最初は、森林施業プランナーの役割という課題の設定だったと思いますが、今のお話では、地域の森林管理に対してどのようにプランナーが関わるべきかという話になっていて、正直難しいと思います。と言いますのは、森林施業プランナーに期待するのは、地域の森林経営計画を立てる者としてぜひ頑張っていたらいい、それで先ほどの私の話の中で言った表現で言えば民間型のフォレスターとして、実際に経営を担う者として、やっていっていただきたいという、そういう思いというのが非常に強いわけです。そういうことから言うと、もちろん経営をしますので管理に違いはありませんけれども、地域の森林管理という形での関わり方というのは、むしろ市町村森林整備計画により重みがあるのではないかと私は感じます。ぜひ森林組合あるいは事業体におられる森林施業プランナーの方にもそちらにも関わっていただきたいと考えますけれども、森林経営計画については、やはり経営という視点というのが私はより強くあるべきではないかと思っています。

土屋：ありがとうございました。今の永田さんのご意見というのは、地域という広い範囲よりは、ひとまずは森林経営計画の単位くらいのところ、そこについてはある程度担い手としてプランナーが関わらざるを得ないという考えでよろしいでしょうか。

永田：そういうことになると思います。

土屋：はい、ありがとうございました。松原さんは行政の立場から言いにくいところだと思いますけれども、特に個人のお考えということでも結構ですが、このところはどうお考えですか。



松原：座長からありがたい言葉をいただいたので、若干私の個人的な見解を含めてお話をさせていただきます。確かに担い手と言いますとかなり難しい言葉であります。それを今回、森林経営計画という表現の中で、どういう人材が必要かということを整理したのが再生プランの大きなポイントだと思っています。森林経営計画というのはかなり多面的な役割も持っている認識しております。まさに永田さんが言われたとおり、「経営」という言葉を使っているということがございます。

そこには二つの方向が出てくると思いますが、一つは、旧来的な意味の管理的な意味での「経営」という使い方もしておりますし、もう一つは、まさに経済としての「経営」という言い方も含まれており、色々な役割を担っているというのが森林経営計画です。ここで「担い手」という言葉を使いますが、今回、森林経営計画の担い手が森林施業プランナーだと位置づけられていると思っております。そういった意味で従来から取り組んでこられたように、所有者にお金を返して、きちんと施業を実施していくという側面は引き続き必要ではあろうかと思っています。また一方で、やはりフォレスターとも連携しながら、地域全体の森林をある程度担っていきながら、どうするかということも含めて取り組んでいただくということが、プランナーの役割だと私は思っております。

土屋：はい、ありがとうございました。相川さん、今のお二人のご意見を踏まえて、もしくはまた別の観点からでも結構ですが、担い手という言葉をごどのようにとらえるべきでしょうか。

相川：少なくとも、まだそこまで現場の覚悟が定まっているかというところはそうではないと個人的には思っております。先ほど私はプランナーの仕事が発展的に、というか拡張的になってきているということをおっしゃいましたが、そのスピードが、私なんかは思っていたよりもかなり早く、実際現場で取り組んでいる方からすると、どんどん政策が先にいっているような印象を持たれているのではないかと思っています。

他方、所有と経営の話に関していえば、単純に所有をしていけば経営者なのかということからは、今後かなり問われてくるのではと個人的には考えています。たとえば再生プランでもいくつかお手本にしたヨーロッパの例では、農業についても農業の経営者としての資格があって初めて補助金が支給されるような仕組みになっております。やはり森林を適切に管理できると志と実力をもった方々が、活躍できる場をつくっていく方向性自体は、もう動かないかなと思っておりますし、先ほど土屋さんがおっしゃられた所有者の代替わり等も含めて考えますと、現場のプランナーの方々が思っているよりも時代の流れは早く、期待といますか、ニーズというようなものが高まっていくという可能性もあるかと私は思っています。

土屋：ありがとうございました。ここまでの3人の方は、立場的に少し現場から離れたところからご意見をいただいたところですが、現場の方からしますと、また違ったお考えがお有りだと思います。特に被災地の場合は、これまでかなり高齢化や過疎化が進んでいる中で、さらに拍車がかかるという可能性もあるわけで、そうするとこの十年位を見据えたら、かなり森林所有者の在り方というのも変わっていく可能性があるところだと思います。その辺で森林施業プランナーが担える、またはここまでは担えるけれどここまでは無理だ、でもここまでは行くべきというのをそれぞれの現場のご経験を踏まえて少しお話をいただけたらと思います。まずは高橋さんからお願いします。

高橋：釜石は昭和38年には10万人近く人口がありました。それが震災前には6万人に激減してしまっていて、そこに震災がおき、産業自体がなくなっている状況ですし、地元に住まない地主さんも多くなっています。そのような状況の中、地域に根付いた組織として、新たな経済活動を起こさないといけないということで、森林組合が担っていける要素はあるのではないかとというのが市の役職員の話でした。単純に今行っている間伐の量を考えれば、あくまでも計算上ではありますが50人の職人を雇えるということが成り立ちます。明日から50人雇うというわけではありませんが、今、過疎化が進んでいる中で、森林組合が地域森林管理の担い手というところまで踏みこんでいけば、もしかすれば、大きな貢献が地域の中でできるかもしれません。そういうことを踏まえて釜石地方森林組合の組織の在り方を考えていこうということを役職員とも話しております。それを森林施業プランナーという視点で見ると、やはり組合員の山を集約化しながら進めていく、少しでも多くのお金を返し山に対する期待を取り戻していく、それを継続して実施していけば、将来、この地域が漁業の町だけでなく、林業の町に変わっていくのではないかと考えています。



土屋：ありがとうございます。宮城さん、四国だと今の釜石とは状況が違うと思いますがいかがでしょうか。

宮城：答えになっていないかもしれませんが、やはり森林所有者の方々が代替わりして、その山に関しての知識が全くない人が山の所有者になっていく、これがどんどん加速化していくと思います。プランナーの立場としては、これで仮に集約化施業を続けていって、技術力が身についたとしても、山の所有者の方々が、境界がわからなくなってきており、そういう山だとか、登記がわからない山、登記がされない上に口約束で売買された山などは本当に触ることもできません。そうなってくると今の車輛系中心の施業で行っていくと、そこを避けて通ることになり、非常に道としては難しい道になってしまいます。下手をすると山を崩してしまうことにもなりかねません。そのあたりは技術力ではなかなかカバーできないところだと思いますので、今後行政の方に特にお願いしたいのですけれども、早急にそういうところの手を打っていただけたらと、それが一番の願いです。

土屋：先ほどの一山一任制度でいうと、それこそ今おっしゃったような、森林がいつの間にか他人に渡って、よくわからなくなってしまおうというような情報が、事実上その担当の方を通じて森林組合の方に入ってくるということにはなってくるのですかね。

宮城：すべてではないとは思いますが、当組合では地区を担当していますので、所有者の方なども訪ねられて来た時には、誰それがこの地区の担当ということで、色々話をしてくれます。そういう意味で情報がプランナーに集まってきやすいと思います。

土屋：ありがとうございました。今のトピックスに付け加えて、何かお話ししたいことがある方があればここで自由にご発言いただきたいと思います。相川さんいかがでしょう。

相川：今、宮城さんが言われたように、行政にしかできないこと、むしろやるべきことがあるはず。まず一つは、森林の情報というか境界に関わる部分。それから再生プランの中では、市町村森林整備計画の中に路網などの基本的なインフラなどをしっかり記載していくということになりましたので、あとはその施業の取り扱いのルールというか、ある種の監視的な部分というのやはり行政が行うというのが筋であろうと思っています。何もかもプランナーに負わせるというのは無理な話でありまして、フォレスターもおりますので、お互いに補完し合いながら地域の中で事例をつくっていくことができれば、次の展望が見えてくるのではと思います。

土屋：ありがとうございました。次の話題にいきたいと思います。今、相川さんの話にも出ましたが、フォレスターとの関係ということです。フォレスターというのは今回の一連の議論の中では、大きな役割を担うものとして出てきているわけで、現実に今准フォレスター研修の中で育成されてきています。准フォレスター、もしくはフォレスターと森林施業プランナーというのは、協力、連携しながら行っていくということが謳われています。そう考えますと、その関係というのが一つの課題となると思います。さらに、少し話を広げますと、フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャーといったような、いわゆる林業労働対策からできた登録制度もありますので、それらの中でプランナーの役割をどう見ていくかというのは、実はわかっているようでわからないところがあります。おそらく現場の方のことを考えれば、こういう関係性というのは、それぞれの地域でそれぞれつくられていくものだと思います。おそらくフォレスターの在り方というの、県ごとにならかなり違うでしょうし、実際に担当される方のキャラクターや資質によるところもあるでしょうし、地域の中でそれまであった森林組合の在り方や、市町村行政の在り方も当然関係すると思います。

では現実に、准フォレスターもしくは県の出先の方と、森林施業プランナーもしくは森林組合の関係性をどのように見ておられるかについてお話しいただけますでしょうか。宮城さんいかがでしょう。

宮城：まずは准フォレスターですが、昨年度研修を受けられた方は所属する係が変わってしまっていて、同じフロアにいなながらもそのような話が全然できないような状況になっています。今年新たに他の方が准フォレスターの研修を受けにいられているようですが、やはり少し時間がかかるかもしれません。ただ、県の職員の方々が組合を心配して出向いてくださって、森林経営計画の要件等がクリアできそうかどうか等のサポートをいただいております。今、自分が行政の方をお願いしたいことは、新しい制度になって色々なことが変

わってきており、自分たちになかなか直で情報が下りて来なかったりします。知っていれば簡単にできることも、知らないが故に遠回りになることもあると思いますので、色々情報を逐一下ろしていただけないかと思っています。

また、森林経営計画は市の森林整備計画がマスタープランになっていますが、市の方も色々課が変わりなかなか専門的な方が少ないので、その方との橋渡しをしていただけたらありがたいと思います。おそらく、それぞれにしかできない役割というのがあると思いますので、それぞれの良いところを出し合って進めていけたらと思っています。

土屋：今は県の出先の方と森林施業プランナー、それから市の方という三者が出てきましたけれども、現時点で情報交換などもう少し一同で話そう場というのには現実にはできていないのでしょうか。

宮城：案外ふらっとやってこられて、その中で話ができたというふうなことはあります。そういう意味では、話し合える環境はつくられていると思います。

土屋：はい、ありがとうございました。高橋さんの地元ではどうでしょうか。現実のところを少し伺いできればと思います。

高橋：やはり県や市の方々は異動というのが絶対ありますので、その部分では難しさはあると思いますが、当組合の場合は、先ほど話した『健康な森づくり推進隊』を進めてきました。それによって、県や市の関係者の方々も集まって定例会を実施することができておりますし、一緒に地域の林業について意見交換をしております。

土屋：ありがとうございました。それでは今度は現場と政策づくりのちょうど中間にいらっしゃる相川さんに、フォレスターと森林施業プランナーの関係について現実とあるべき姿について話を伺えればと思います。



相川：冒頭の基調講演で、永田先生が公的なフォレスターと民間フォレスターという言葉を出していらっしゃいましたが、まさしくその辺りで、基本的にラインが引かれてくるのではと思っております。プランナーの研修の中でもフォレスターとの連携をどうしていくべきかを色々整理していますが、地域によってこれまでの取り組みの経緯があって、プランナーの育成が進んでいるところもあれば、逆に進んでいないところもあり、それから都道府県の方が、現場に出やすい体制であるところ、そうでないところというのがありますので、基本的には杓子定規に決めるというよりは、地域でお互いの合意のもとに関係をつくっていくということが理想的であると思っております。フォレスターはフォレスターの研修で当然やっておりますし、プランナーの育成はプランナー研修で、フォレストワーカー、マネージャーの方はまた別に研修をやっておりまして、個別にパーツを組み立ててきました。ただし、それを組み上げた時にはたして動くのかというのは、たぶん誰かがチェックする必要があると思っております。

土屋：はい、ありがとうございました。次に松原さんに伺います。行政の場合はある意味現実論で取り組まなければならない部分があるわけですが、現時点でのプランナーとフォレスターの関係性についてどのようにお考えでしょうか。

松原：現場のお二人の方のお話を聞いていて、座長の発言の中でも言われていたのですが、やはり地域によって関係性というのは色々な変化を持つだろうとは思っております。その中で一つの原則、押さえるべきところは何かということがポイントだろうと思います。林野庁の中でも、各人材の関係性を色々描いたりしていますが、実際には、それに向けてどのように動いていくかということの後押ししていかなければならないのだと思っております。既にお二方のところは関係性を築いておられますので、それをより深めていただければと思いますが、一方で、そのような関係性が築けていないところはどのようにしていくかが重要なのだと思っております。今年の3月に林野庁のプランナー育成の研修事業の一環として、森林経営計画作成研修というのを東京と長野と広島で行いました。その中で、実際に森林経営計画作成の模擬演習を行って見たのですが、そこには基本的に准フォレスターも来て下さいというようにしました。その中ではうまく関係が築けているようにお見受けしましたし、各現場で同様に行われることが理想型だろうと思っております。先ほど高橋さんが話されたように、まずは定例会や情報交換の場をつくって、横の連絡というのをどのように促進していくかということが大切なのではないかと思います。

土屋：ありがとうございました。最後に永田さんのお立場からもお話を聞かせてください。

永田：フォレスターと森林施業プランナーの関係ということについては、先ほど話をさせていただきましたように、市町村森林整備計画を立てる上でお互い協力をするということ。それからプランナーは、森林経営計画を立てる上での援助というようなことをフォレスターから受けることができるということを申し上げました。理想としてはもちろんそのように言えるのですが、現実的な問題はやはり、市町村森林整備計画は、たてまえで言うと市町村が立てる。しかしながら市町村にはその専門的な知識を持った方がいるというのは、むしろ例外的な状況である。なおかつ市町村の職員の方というのは、キャリアを積んでいくためにはあちこちの部署を巡っていくために森林だけに特化することができない。また同じように県の職員についてもキャリアアップしていくためには異動をしていかなくてはならないので、せっかく准フォレスター研修を受けたのに違う担当に配属されてしまう。その中でどのように行っていくべきかというのは現実問題として非常に難しいことです。たてまえとしていけば、組織としてしっかりと対応しなさいという言い方にしかならないかもしれませんが、現実的には人と人がどのようにつながっていくのか、関係性を築いていくのかということを経験それぞれで行っていくことしかないのではと思います。制度的にはもちろん林野庁に頑張ってバックアップしていただくということしか言えないと思っております。



土屋：ありがとうございました。次に、森林施業プランナーの認定制度が始まったわけですが、これからの認定制度に望みたいことについて率直なところをお伺いできればと思います。まずは高橋さんからお願いします。

高橋：やはり色々なメリットというのが必要になってくると思います。例えば、当管内では民国連携の森林施業団地をつくり実際に協定を結んで進めています。そういう時に、制度上の問題でどうしても民ができる部分に限界があり、せっかくまとめて団地化しているのに国と民間の制度の違いのため、一緒に行えばコスト削減できるのにそれができないという問題が出ています。それを、例えば准フォレスターと認定プランナーがその団地と一緒に施業することによって制度が打破できるようなことが、必要なのではないかと個人的に思っております。

土屋：ありがとうございました。宮城さんいかがでしょうか。

宮城：この認定制度で自分たちが認定されたとしても、それを認めてくれる所有者の方がいなかったら取っても意味もないということもあると思います。この認定森林施業プランナーというのはどういう者で、どういう力を持った人たちなのかということ、認定する側の方には周知徹底していただきたく思います。一方で、いくら制度として認められても自分たちがそれなりの仕事ができなかったらこんなものかと所有者の方に思われてしまうので、やはり自分たちの努力というのにも必要なのだと思います。あと、先ほどの永田さんのお話でハッとさせられたのですが、制度には限界があると思っておりますので、人間関係の構築も含めきちんと仕事をして信頼を築いていくということが一番大事なことなのではないかと思っております。

土屋：ありがとうございました。松原さん、今の段階でこれからの方向性として、林野庁として言えることは何かありますか。

松原：なかなか答えにくい点もありますが、やはり本筋として、認定プランナーがいるところにだけ仕事が来るということはかなり特権付与的なやり方なので、これはなかなか難しいというのが正直なところ。基本は、森林所有者にいかに信頼してもらえるかということですので、まずは認定制度ができたことについて、極力森林所有者に周知徹底を図っていくということ。これについてはプランナー協会でも行っていたと思います。我々もやらなければいけないところだと思っています。また、仕事を積み重ねていくうちに、認定プランナーが行った仕事はお金も返ってきて、森も綺麗になるという認識をいかに広め、積み重ねていくことがまず基本ではないかと思っております。一方で、信頼のおける認定森林施業プランナーがいることによって、その事業体もその信頼性を前提にした仕組みが何かありましたら、色々ご意見をお聞かせいただきたいと思います。今後もプランナー協会、認定プランナーの声をとりまとめることがありますので、実際どういうことが必要なのか、森林所有者のためにどうすれば良いのかという観点から、メリットの拡充についてご要望等をぜひお聞かせ願いたいと思っています。



土屋：ご発言しにくいところありがとうございました。相川さん、今の現場のご意見やそれを踏まえた、行政の立場からのお話を踏まえて、相川さんとしては、今後の認定制度の在り方、森林施業プランナーの在り方についてどのようにお考えでしょうか。

相川：メリットに対して要望があるということは私も認識しており、お気持ちというレベルでは非常に大事なことだと思います。他方やはり、現実論として、残念ながら言うべきなのはわかりませんが、たとえばフォレスターが国家資格になるであろうということに対してプランナーが民間の資格になります。それは現実として受け止めていただいて、認定プランナーの皆さんには日々の仕事の中で、できるだけ積極的に相互研鑽し、高め合うということが大切だと思います。資格制度に関して言えば、皆さんご存知のように、日本には数え切れないほどの資格があります。そこで我々が目指しているのは、「この人はこの仕事ができる」ということが資格を持っていることで証明されること、つまり認定森林施業プランナーであればこの仕事は頼めるということとがしっかりと対応しているということです。それがないと単純に森林に詳しい人、単なる趣味の資格になってしまいますのでご理解いただきたいと思います。認定試験もそこをチェックする仕組みになっていると聞いております。これまでの資格制度に比べますとややハードルが高いような印象を受けられるかも知れませんが、その趣旨を理解いただいて、積極的にトライしていただけると非常にありがたいと思っております。

松原：資格認定のメリットについて先ほど申し上げましたが、若干否定的なニュアンスに受け止めた方もいたかもしれませんが、補足と言いますか、林野庁のスタンスを述べさせていただきます。このような認定制度をつくり、またプランナー協会、森林施業プランナーの相互研鑽につながる活動をしていただくこと自体が非常に私どもはメリットだと思っています。何故かと言いますと、まさに森林施業の集約化、森林経営計画作成ということが再生プランの肝となっている中で、実際に皆さんが現場で色々活動される中で様々な課題が浮き上がってくると思います。再生プランと言うのは実はPDCAサイクルということ念頭に置いており、色々なご意見をお聞きしながら改善していこうということを考えています。そのチャネルとして、プランナー協会に認定プランナーが集まり、色々なお声をまとめていただくことが非常に重要なことだと思いますし、私たちもそれに耳を傾けたいと思っております。そういう意味で林野庁としては認定制度、プランナー協会というものをバックアップしていきたいと思っておりますので、ぜひご参加していただくようお願いいたします。

土屋：ありがとうございました。これまでのことを踏まえて、まとめを含めて永田さんにご意見を伺いたと思います。

永田：まとめの方向になるかわかりませんが、森林施業プランナーの仕事というのは基本的には二つあると思います。一つは提案型集約化施業を進めていくということです。それともう一つは森林経営計画を実際に担っていくということです。林野庁の方向としてはこの二つというのは基本的には表裏であると考えていると思われますけれども、かなり違う側面をこの二つの仕事というのはもっているだろうと思っています。一つの言い方をすると、提案型集約化施業を実施していくというのは、これは所有者の方に向かってどういうサービスをしていくかということだろうと思います。一方で、森林経営計画にまとめていくという仕事は、どちらかというと行政に向かって行っていく仕事だろうと思います。そういうことからいうと、前者の所有者の信頼を得ていくということについては、どのような認定を持っているかということとはあまり関係ありません。所有者の信頼は、認定があろうとなかろうと直に顔を合わせながら築いていくことです。もちろん初対面の方については、認定を持っているというのは魅力になるのかもしれませんが、信頼を得ていくというのは実行の過程で出てくるもので、認定とは少し性質が違うのではないかなと思います。もちろん、これはみんなで高め合っていくということ、強めていくことでこの認定制度のメリットになりうるものだと思います。

一方で、もう一つの森林経営計画を立てていくという者としてのプランナーということについては、私は認定制度をひょっとして制度的に裏打ちすることができるのではないかなと思います。森林経営計画を認める要件の一つに、立てた者が認定プランナーであるということを何らかの形で反映していくような制度設計というのは、これから作っていくことができるのではないかなと思います。これをぜひ林野庁、行政の方で考えて進めてほしいと思います。ただ、制度的にそういうことをやらないにしても、この認定制度を協力しながらつくっていくということで、フォレスターともつながりができていけば、フォレスターが市町村に出向いて、森林経営計画を認定する時に、「認定プランナーの〇〇さんがつくったものだからこれは大丈夫です」と言えるだけでも私は大きなメリットになると思います。もちろん制度的に認定プランナーが立てたものであるということが認定につながるという形に結び付くようにできればより望ましいと思いますが、そうでない段階であったとしても、フォレスターが認定プランナーを知っているという制度にしていくということが、具体的に森林経営計画、市町村森林整備計画といった個々の計画を認めていく上で助けになるのではないかなと思います。

土屋：ありがとうございました。最後に非常に重要な提議をしていただきましてありがとうございました。初めにも申し上げました通り、今回の議論というのは、これから続くであろう森林施業プランナーの役割や認定制度についての議論の一番初めのキックオフだと思っています。これからも、色々な意味でご参加いただけたらと思います。いずれにしても、このような認定制度というのは、国がいくら認定しても、現実の認定した方々がどのような人たちであるか、どういう役割を担っていくかというところで、結局は決まってくるのではないかなと思います。そういう意味では、地域の中の業界だけではなくて、地域社会やそれを支えていくもっと広い社会が認定制度をどう認識し、評価していくかということだと思います。そのような関係性をいかにつくっていくのか、どうするかで盛り上げていくのかということが重要になっていくのではないかなと思います。

最後は雑駁なまとめで終わりましたが、短い間に、コンパクトな議論ができたと自負しております。改めましてパネラーの方々に拍手をお願いします。

ありがとうございました。



平成24年度 森林施業プランナー実践力向上対策事業  
森林施業プランナー認定制度キックオフミーティング実施報告書